

始



稅制改革與產業

全國產業團體聯合會理事

財政研究會常務委員

王木懿夫君述

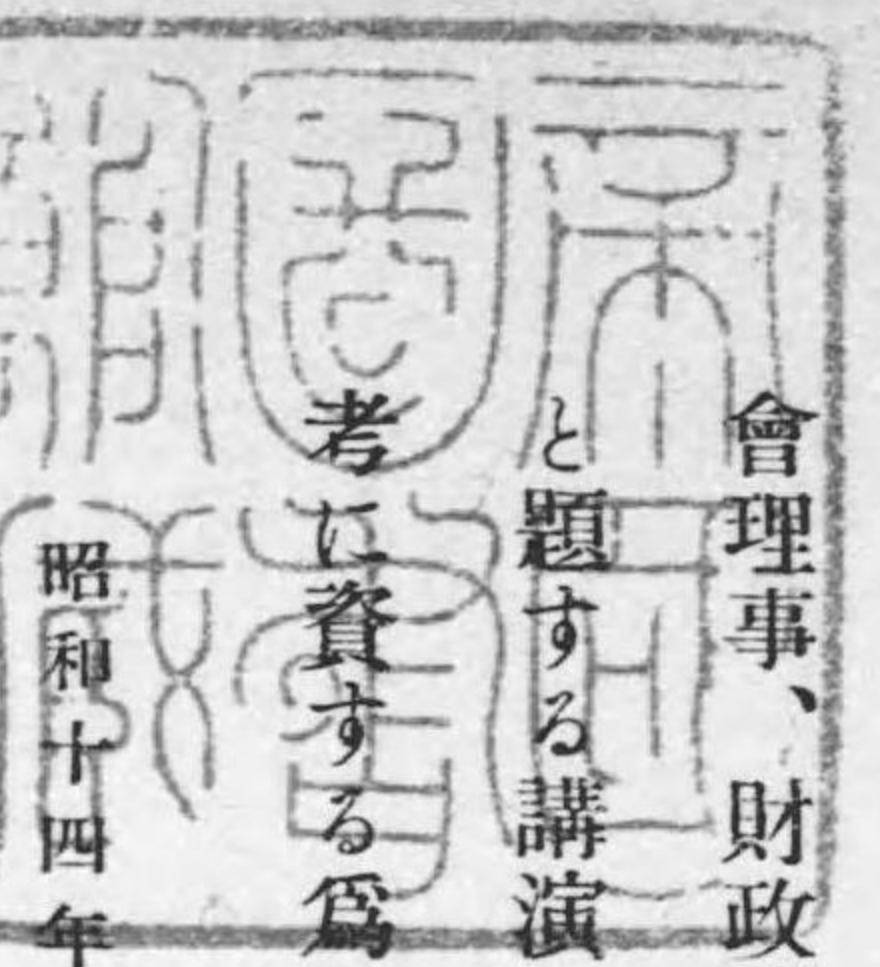


濟資料第四十七輯

十五年一月

はしがき

本輯は昭和十四年十二月五日開催の關東產業團體聯合會講演會に於て本會理事、財政研究會常務委員玉木懿夫君の試みられたる「稅制改革と產業」と題する講演の速記であつて、同君の御校閱を得て會員其の他關係者の参考に資する爲め印刷に付したものである。



昭和十四年十二月



目 次

税制改革と産業

明治政府以来の國是(一)——所得稅の沿革(二)——法人と個人に分課(五)——法人利益の重複課稅(六)——社會主義の風潮(七)——滿洲事變以後の租稅(九)——社會主義思想の一轉機(一〇)——支那事變による増稅又増稅(一一)——財政研究會の稅制意見(一三)——政府の稅制改正案大綱(一四)——現行法上の缺點(一六)——政府稅制案大綱の批判(イ)輕からざる法人稅(二一)——(ロ)超過所得稅の無比の高率(二二)——(ハ)配當所得の課稅負擔の激増(二四)——(ニ)法人の所得計算方法の變更(二六)——(ホ)配當所得の計算方法(二九)——(ヘ)鑛產稅の變更(三〇)——(ト)經濟諸政策との調和如何(三〇)——(チ)事業に不利なる課稅上の不均衡(三一)

附 錄

參 考 表

- (一) 改正案ニ依ル負擔額調
- (二) 配當利子稅引利廻表

- (三) 定期預金及國債對株式ノ税引利廻累期比較表
(四) 法人事業新舊稅負擔比較表
(五) 各國稅額及所得稅額調
(六) 日英米獨配當所得稅負擔率表
(七) 同右(圖表)

稅制改正ノ要領(政府發表).....
租稅制度改革意見(財政研究會).....
.....二七

稅制改革と産業

全國產業團體聯合會理事
財政研究會常務委員 玉木懿夫

只今御紹介を受けました玉木でございます。私は斯う云ふ講演をすることは始めてでございまして、どんな工合に行けるか自信がないのであります。殆ど系統も立たず、唯思出し次第と云ふやうな工合でほつゝ話して行かうと思ひます。暫く御清聽を願ひます。

本日の新聞を見ますと、政府は稅制の大綱を決めて閣議に付するまでになつたと云ふことでございました。之に依りますと、今まで大藏省主税局試案として出て居りましたものよりは較々緩和されて來ました。全體をまだ深く研究は致しませぬけれども、どんな點が變つて來たか、又將來殘されて居る問題はどんなものかと云ふことも多少論及して見たいと思ひます。

明治政府以來の國是

掲げられました演題は「稅制改革と産業」となつて居ると思ひますが、産業のことは政府がいつも

言つて居ることなのです。此の産業振興と云ふことは明治政府の出来て以來の國はともなつて居るものと思はれます。御承知のやうに明治政府の初めの時に於ては、政府自ら手を下して産業を開発して居つたのであります。さう云ふやうなことで産業に付ては非常に熱心に指導的立場を執つて、之を國是として居つたのでございますが、税制の上から見ますと、遺憾ながら産業のことは兎角残され勝ちになつて、それ以外の方面に於ては色々細かい所まで研究が積んで居るに拘らず、産業方面に付てはどうも研究が行届いて居ない。斯う云ふ憾みがあるやうに思ひます。それには色々の沿革がござります。先づ沿革を多少申述べませぬと、今日の税制になる順序が分り悪からうと思ひますので、多少古いことではございますが、沿革を申述べて見たいと思ひます。

所得税の沿革

所得税法が初めて出来ましたが明治二十年、此の時に於きましたは、所得税は三百圓以上の所得ある個人に課すると云ふことであつて、まだ法人に課すると云ふ考はなかつたのであります。然るに其の後に於ける改正で所得税を法人に課すると云ふことが始まつた。其の法人に課するに付ては、法人其のものに課するやうではありますけれども、英國式のやうな源泉課税の性質を帶びて居つた。其

の爲に法人の収益に課すれば、其の配當を受ける個人には税金は課からなかつた。又其の時は利益の割賦金と申して居りました利益の一部を割く所の賞與金の如きも法人の利益として税金を拂つて居るから之を受くる個人に課けなくて宜しい。斯う云ふ考方で法人だけに課して、個人に課しなかつた。それで個人には別に所得税がありますけれども、其の所得から配當所得を除いて居つた。それが明治三十二年に始めたのでありますが、其の頃は税率が千分の二十五、千分の二十と云ふ千分臺であつたのであります。然るに其の時の個人に對する税率をば累進率を用ひた、極く簡単な税率でありますけれども、十二階級の累進税率を拵へたのであります。是は日本としては餘程進歩の早い方であります。英國はフラット・レート(均一税率)で一千九百十八年までやりまして、十八年に戰費の必要上と社會政策と兩方の爲に、ロイド・ジョーデが累進税率を設けましたが、日本ではそれより以前に於て累進税率を拵へました。然るに一方に累進税率をやりまして、一方法人にはフラット・レートで課ける、法人に課稅して配當に課稅しないと云ふことの爲に、多くの配當を受ける人間は會社組織した方が税金が安くなる。斯う云ふことの爲に茲に納稅者と大藏當局との間に軸ごつこが始つたのです。一方では會社組織にする。會社組織で税金を逃れるのはいかぬと云ふので、會社にも亦累進税率を課けることにする。色々なことでやつて見ますけれども、どうしても大藏省の方が始終遅れて行きまして、脱

税する方の研究が餘程積んで居つた。併し税率に累進率を其の頃率先して用ひたと云ふことに或は時勢に合はぬことがあつたのかも知れませぬ。其の頃に於て累進税率を行つて居つたのは、亞米利加に南北戦争の時に初めて拵へました累進税率があります。其の外に於ては奥地利と瑞西の或州で行つた位であります。中々日本としては進歩し過ぎたものであつたのであります。所が日本も日露戦争になりました、増税が段々行はれて來ました。税率が高くなりますと、個人と法人との税の懸隔がどうしてもひどくなつて來る。其の爲に會社組織のものが段々多くなつて來ました。そこに日露戦争の好景氣に恵まれて、財政に餘裕が生じたので政府は戦争中の増税に對し多少整理することになりました。そこで政府は所得税の改正案を議會に出しました。所が議會は所得税の改正を探らないで、地租、營業税、相續税の改正の方を成立させまして、所得税は後廻しになりました。

茲に注意すべき點は、過去の経過を見ますと、増税の時には所得税が大抵残らず増税されて行く。然るに減税の時には所得税は後廻しになる。此の點は英國の如く所得税を中心にして居る國とは大變違ふ。英國は所得税中心の爲に、減税を必要とする時には所得税の税率を下げ、増税を必要とする時には所得税の税率を上げる、斯う云ふ簡単な方法に依つて增收減收の調節を所得税に依つてすると云ふ長い間の習慣がありました。日本に於てはそれが中々出來ない。是から度々税制の改正がありま

して、八・八艦隊を止めた華盛敦會議の後の減税、又倫敦會議の後の減税、是等のものも主として減らす所のものは消費税系統、其の外地租、營業税と云ふものには力を盡されて居りますけれども、所得税の方面は唯末節だけが修正される、斯う云ふやうな傾向を持つて居りました。

法人と個人に分課

所が茲に歐羅巴戦争の影響が日本の税制の上にも及んで來ました。歐羅巴各國は戦費の爲に非常な増税をやりましたが、日本は幸にして其のことなしに済んだが、戦後に於ての軍備擴張は遂に日本も武陵桃源の夢を結ぶことが出来なくて、大正七年には所得税と酒税で、大體二割程度を増し、戦時利得税を設けましたが、それは一年で止めました。大正九年になりますと、八・八艦隊建造費の爲に増税の必要が起りまして、又々所得税と酒税とに増税を致しました。其の時初めて、前の源泉課税の意味とは違つて、今日の法人税と云ふ性質と同じやうな、法人を一つの人格あるものとして、納稅主體としての法人税の性質を帶びた所得税を課する端緒を開きました。併し其の時は法人と個人とに分課主義で、併課主義と云ふよりは寧ろ一つの税金を兩方に分けて課すると云ふ性質であった。政府の原案に依りますと、其の時は法人に課税して居つて配當に課しないと云ふ事柄が、税法上面白くないと云ふ

ので、全部法人課稅を止めて個人に綜合して課しようと云ふ考へ方であつたが、議會の反對に會つて遂に分課主義になつた。其の時の事情は急激に個人に綜合して高い税率——其の時は税率の一番高いのが百分の四十にまでなつて居つたのですが、さう云ふ税金を拵へると云ふ事柄は課稅者に於て非常な苦痛であると云ふ議論からして、それでは其の半分を會社が持ち、半分を個人が納めることにしたら宜いではないかと云ふことから、百分の五の税金を會社に課けて、さうして配當に課する所のものは配當所得四割控除にして、税率の最高を百分の三十六に止めました。併し此の時には利巧な方法で名案が出來たやうでございましたが、それが今日の法人課稅が確立する端緒になつたのでございます。

法人利益の重複課稅

處が其の時一寸間違つたことが二つばかりあるのです。一つは政府の原案には個人に全部課すると云ふことになるから、其の當時の法律に要らない條文が出來た、其の條文を削つたのです。何故かと申しますと、法人の受ける配當には課稅しないと云ふことが當時の法律にあつたものを、法人に課する事を止めて個人に課することにすれば其の條文は要らないから改正案では其を削つた。それから割賦賞與金即ち重役賞與金の如きも、個人に皆課すると云ふことであるから、之に課しないと云ふ條文

も亦た要らない。それで改正案には之を書かず置いていた。所が課稅を元に半分返して會社にも課けると云ふことにはれば、法人の受くる配當と割賦賞與金に算する條文は活きて來なくちやならぬ、其の時其の事を入れることを忘れちやつたものと見えまして以來法人の受くる配當は重複して課稅さるゝ事になり、重役賞與金も會社で税金を拂ひ又た個人も税金を拂ふ事になつた。併し後で當時の稅務當局者に聞いて見ますと、あれは故らにああしたのだと言つて居りましたが、其の邊はどう云ふものか不明であります。兎に角條文を復活させることを忘れたが爲に、重複課稅が起り、今までそれが是正されないで居ります。其の時又々斯う云ふことが起りました、其の時まで法人に累進率で法人課稅をして居つたのを、五分と云ふ均一稅に致しましたが爲に起りました事柄は、今までの累進率の變形として超過所得稅と云ふものを作つた。此の超過所得稅と云ふ別のものが出來て或る程度以上の所得に對して累進的に税金を課すると云ふことが始まりましたが、それが今度の稅制改正案によりますと、臨時利得稅と事を合併をして、其の當時から比べますと、大層な増稅をすることになつて居ります。

社會主義の風潮

もう一つの稅法の上に於て注意すべき點は、社會主義の風潮でございます。是が稅法の上に影響せ

すには居ませぬ。段々其の風潮に捲込まれることになりましたことは、是は寧ろ減税をする時期に於て殊に現はれて居ります。それはどう云ふ形で現はれましたかと云ふと、小所得者の負擔を輕減して、大所得者の負擔を増大する、斯う云ふ議論で出て來ました。之を簡単に申しますと、擔稅能力に依つて課すると云ふ事柄を強く主張することになりました。其の當時に於ては歐羅巴戰爭の影響を受けまししたが、政府が初めて用ひました言葉は社會政策的と云ふ言葉であります。大正十五年の一月に濱口大藏大臣の財政演説で其の事がはつきり述べられました。一寸諄いやうですけれども申述べます「政府が最も重きを置きました點は、租稅の體系を整へ、負擔の均衡を圖りますと共に、現下社會のあります。而して是と同時に事業の基礎を鞏固ならしめ、事業の發展を助長する點に付きましてに産業の發展を助成すると云ふ言葉を使つて居る。但しそれではどう云ふことを行つたかと申しますと、營業稅を輕減すると云ふことが主として擧げられます。其の方の弊は餘り良く效かないで、所得税には一向手を觸れてありませぬ。ですから事業の發展助成と云ふ言葉は斯う云ふ時でも直ぐ用ひ

て居りますし、是は明治初年以来の一つのスローガンになつて居りますが、兎角是が空念佛になつて居る形がござります。

それから後にでも歴代の大藏大臣が稅制の問題で演説致します時には、必ず此の文句が入つて居る。併しそれではどれだけの實效があるかと申しますと、甚だあやしい。或る場合に於ては十を取つて、一を與へる。其の一を與へる時に於て初めて事業政策を十分に考慮してやると云ふ言葉を使つて居るのです。

滿洲事變以後の租稅

是れまで述べましたことは、或は前世紀の稅制の沿革とでも申して宜からうかと思ふであります。が、滿洲事變が起りましてからと云ふものが今日の租稅時代になつて來たのであります。それまでは或る時期は減稅の時期にもなつて居りまして、租稅の苦痛と云ふことは問題にならずに、輕減する方の問題が始終論じられて居つたのですが、滿洲事件後赤字時代に入りますと、茲に增稅問題が起つて來ました。昭和七年、八年、九年、其の頃不景氣の影響を受けて——稍々回復期に向ひましたが、高橋大藏大臣は出來るだけ増稅を抑へて居つたのですが、遂に抑へ切れなくなつて、初めて臨時

利得税と云ふものが行はれました。それが今日まだ残つて居りまして、此の次の増税で廢止されやうとする不況時代の五、六、七年を基準としたる臨時利得税であります。十一年に二・二六事件が起りまして、庶政一新と云ふことから増税論が更に起りました。それで今まで躊躇して居りました増税を断行することになりました。十二年の臨時租税増徴法に依つて第一種所得税率が一躍百分の五から十倍に倍加されました。第二種に五割を増徴し、無税であつた國債利子に新に百分の二を課し、第三種所得は階級に依つて二割乃至七割を増徴する、株式配當の四割控除を二割控除と致しました。此の四割控除を二割控除と致しました事柄が、先にも述べました分課主義が段々影が薄くなつて来て、殆ど併課主義にならんとして居る時代でございます。此の二割控除は、御承知のやうに借金利子の計算が困難であるから、其の代りに此の株式の二割控除だけ残して置くのだ。斯う云ふやうに申して居りますけれども、沿革的に申しますと、四割控除が二割控除になりましたことは、課税の趣旨に於て併課主義と分課主義の別れ目であらうかと思ふ。それが今日になりますと、此の二割控除を止めて、株式所得に要したる借金の利子は引いてやる、斯う云ふ風に變化して來た譯であります。

社會主義思想の一轉機

十二年の臨時租税増徴法は其の前に馬場財政の膨脹豫算、急激なる増税策が議會に提出された時に、實業界から非常なる反対の機運が起つて來ました。内閣は他の事柄で倒れましたけれども、馬場財政の影響も其の内閣の倒れた原因の一つになつて居りはせぬかと思ひますが、其の時の税制改革案は根本的税制改革なりと銘を打つて出て來ました。其の時に政府の立案に參加したと言はれる或る人の説を聽きますと、過去に於ける社會主義の思想が極度に現れて來たのです。其の説明に依りますれば「此の増税は下には課からない。上に課かるのだから、大した影響はないのではないか。此の増税も上の人に課けるのだから、極く少數者が負擔するのだから影響がないではないか」と云ふ風に、殆ど大衆は税金を納めなくて、少數の擔稅能力のある人間だけから取るから、此の増税は大した影響はない。斯う云ふ説明でございました。其の時は配當の四割控除を止め、第三種の累進率を非常に急激に高くすると云ふことがありました。結城氏の出現に依つて此の四割控除が二割控除になり、又財產稅の新設と云ふことがありました。併し今日の改正案の配當二割控除廢止はそれが自然基礎になつて居ります。其の外段々其の當時に於て芽生へて來掛つたものが成長しつつある者があるやうに思はれます。併しそれまでは負擔能力と云ふことばかりを見て、其の他のことを餘り顧みなかつた風がござい

ましたが、此の度の改正案に依りますと、外のエレメントが入つて來ました。是は注意すべき點だらうと思ひます。

支那事變による増稅又增稅

此の結城財政の増稅案が成立すると、蘆溝橋事件が其の年の七月に起りました。其の爲に北支事變特別稅、支那事變特別稅と云ふ風に、次々に増稅が行はれました。遂に第三種所得稅を初めとして各般に亘つての増稅が行はれまして、第三種所得稅の最高は百分の五十五までに上つて來ました。又四年には利益配當稅が新設されました。公債、社債の利子稅の増率も行はれました。斯う云ふ風に數次の増稅は今までの稅法を十分に検討せずに、唯ありの儘の上に重ね／＼て稅金を課することになりますした爲に、非常に負擔の不均衡を來し、此の上の増稅をすることになりますと、でこぼこのある稅法に、其の上に課する事になりますから、或るものは重きが上に重くなり、竟に負擔に堪へられなくなり、或るものはそれ程の負擔が課からない。斯う云ふやうな不均衡が益々起つて來るから、どうしても増稅をする場合に於ては根本的に改正をしなければならぬと云ふことが、今日の稅法改正を呼出した譯なのであります。馬場財政の時には稅制改革をすると共に増稅をするのだと云つて案を立てま

したけれども、それは餘りに研究が不十分な爲に遂に一頓挫を來したのでございますが、それから稅制改革と云ふ事柄が残されたる問題になつて來ました。

財政研究會の稅制意見

そこで今年になりますと、どうしても増稅をやらなければならぬ、同時に稅制改革は必要であると云ふことが議會の問題となつて、今年は必ず稅制の根本改革をするのだ、斯う云ふ機運になつて來ました。そこで自分達のことを申しては甚だ自家廣告みたいなことになりますが、今までには政府が案を作つて出されると、實業界では其の反對論を出して見たり、若くは稅法が成立すると、何か抜穴はないかと云つて穿鑿するとか云ふ風がありましたが、是は態度が甚だ面白くない。寧ろ立法以前に於て十分に研究をし、政府に向つても十分に實業界の要求を先に耳に入れて置く必要があるのではないか。斯う考へました爲に、烏賊がましい譯ではございませんが、全產聯の膳桂之助君、經濟聯盟の高島誠一君、日本商工會議所の松井春生君、高橋龜吉君、土方成美博士、私と六人が茲に一つの財政研究會といふものを作りまして、今年一月以來稅制の根本的改正に付ての研究を致した譯であります。それで研究に從事して居りまして、茲に大體の目標を定めまして、如何なる方法に依るかと云ふ

案も略々出来ましたので、大蔵省の税務當局者と懇談會を數回開きました。それは増稅をするに於ては根本に地均しをしなくてはならぬ。今日の色々な税法上の不徹底、法文の不備、或は考へ方の違つた點、さう云ふことの爲に負擔の不均衡を來して居ることを先づ是正しなければならぬ。同時に經濟政策の上に於て今日の時勢上必要なること、戰費を作るに云ふことばかりでなく、同時に生産擴充をしなければならぬ時局であるから、其の方面に付て特に注意を拂つた税制を作らなければならぬ。其の増稅をするに於て、今までの税法を基礎に其の儘増稅したが宜いか、別段な税制を作つたら宜いか。斯う云ふことから考へて見ますと、歐羅巴各國でやつて居るやうに分類所得稅と綜合所得稅との二つに分ける方が取り宜い。斯う云ふことを考へましたから、其の立案を以て大蔵當局と數回話合を致しましたが、大體に於て考へ方が一致しました。最初は大蔵省も躊躇して居りましたけれども、段々研究されたと見えまして、遂に殆ど一致したる趣旨の下に大蔵當局者も租稅の大綱を作りました。私の方も意見を纏めました（附錄参照）。其の發表は大蔵省の方が先になつて、私共の方が後になつて居ります。

政府の税制改正案大綱

それで大蔵省の案の方から一寸申しますと、主として主税局が作つたのですが、後に内務省の地方局も地方税のことについて案を出しました。大蔵省は税制調査會を開きましたが、此の案に對して諸問を致しました。此の委員會には私共の財政研究會から土方博士と高橋君の二人が委員になつて行つて居りますから、非常な便宜を得ました。

大蔵省の試案の最初に掲げて居ります所は、負擔の不均衡を直すこと、經濟政策との調和を圖ること、彈力性ある税制を樹立すること、税制の簡易化を圖ること、此の四つを題目として、之を目標だとして税制の大綱を出して來ました。大體其の趣旨で立案が出來て來ました。今日の新聞に依りますと、前の改正要綱と云ふものから更に調査會に於て審議の結果答申が出て居りまして、其の答申に依つて多少修正されたものが今日の發表されたものであります。儲て趣旨はさう云ふものでございますが、實際が其の通りになつて居るかと云ふと、中々巧く行かない。其の中にある經濟諸政策との調和、之に付ては私共から見ると甚だ遺憾の點が多いやうに思ひます。それから第三に掲げてある彈力性ある税制、斯う云ふことに付ても非常な心配があるのであります。彈力性と云ふ事柄は伸縮性と云ふ意味に解すべきであらうと思ひますが、先に沿革の時に申上げましたやうに、日本の所得稅法は伸縮性があつて縮がなかつたのです。是は所得稅ばかりでなく、一體日本の財政がさうでないかと思ふ。是

は日本の國運の發展上歲計が年を追ふて膨脹することは當然なことでございますが、同時に歲計に非常なる剩餘を生じた場合に於てどう云ふことが行はれて居るかと云ふと、其の剩餘金は各省が之を分捕りすると云ふ傾向にある。少しでも餘りがあれば、之を減税をして國民に返すよりは、各省に分け取りされると云ふ傾向にある。其の爲に租税は伸縮と申しましても、縮は中々行はれない。英國の所得稅法は世界に於て一番進歩したものと言はれます。其の一一番良い點は伸縮が能く行はれることであると思ひます。私共が分類所得稅綜合所得稅による歐羅巴風の所得稅法が宜からうと云ふことを考へますと同時に、非常に心配に堪へない點は、此の伸あつて縮なき日本の現状であつて、伸があつて縮も同時にあるやうな習慣を付けることが出来るならば、それは非常に良い稅法だと思ひます。それには誰が縮を行ひ得るかと申しますと、それは議會の力より外はない。各省割據、官僚が仕事をしたがる時に於ては、餘りがあれば自分の方に取りたいのは人情だと思いますが、之をチェックするものは議會の力より外はない。然るに議會が今日のやうな有様では、其の邊甚だ懸念に堪へないのでございますが、稅法の立前としては是が一番良いだらうと思つて居ります。

現行法上の缺點

それから現行法の上に於て、既に皆さんにお氣付の點は澤山ございませうと思ひまするが、如何なる點が是正されなければならぬかと云ふ事柄を研究して見ますと云ふと、最初の沿革のときに申しました所の、事業所得に對して法人が稅金を課せられ、更に個人に課せられる分課主義が併課主義に段々變つて來ると云ふ事柄は、それは事業其のものに對する負擔をそれだけ多くすると云ふ點が一つ、第二番には法人の受ける法人の配當に對して更に第一種所得稅を課せられて居る。既に所得稅を課せられた課稅物件に對し更に同一種の課稅をなすことは不當だと思います。今日事業の管理、連絡の爲法人が他の法人に出資する場合が多く、子會社、孫會社、曾孫會社等三重、四重に其の配當に對して課稅される爲に、元の出資に對しては利益の殆ど大部分が租稅として徵收せられるばかりでなく、唯取つても負擔力があるから宜いではないかでは詰らない、此の重複課稅は自然に生産費を高からしめる。オーヴァー・チャージが段々多くなつて來れば、それがどうしても生産費に影響して来る。

次には、事業會社及び事業管理會社が、同族會社なるが故を以て稅法上過酷の取扱を受けた。是は前にも申しましたやうに、同族會社が動もすれば脱稅に利用されることの爲に、大藏省及稅務當局者は此の同族會社に向つて非常な注意を拂つて脱稅させないやうに追掛け／＼やつて居つたのです。其の爲に起りました事柄は、同族會社に對して所得計算に控除されるべき経費の計算方法が明示して

ありませぬ爲、事業上必要なる積立金及び法律に基く積立金に對しても、留保加算税を課します、畢竟事業及管理の經營を爲す同族會社に關する法文の規定が明確ならざるが爲に斯う云ふことが起つて來て居ります。昨年の議會に於て之が問題になりまして、同族會社は事業會社と保全會社と云ふものを二つにはつきり區別して、事業會社に對しては加算税を課しないやうにすると云ふ事柄を大藏大臣も明言して居ります。今度の改正案に於きましては、それがはつきりはして居りませぬ、がさう云ふやうな意味が見られます。それから寄附金の如き經費として認められるものと否との區別が明確ならざる爲に、一つの稅務官の手心に依り、或は百萬圓の寄附金が經費として認められず、之に對して五十萬圓の加算税を課せられたと云ふことがある。初めは寄附金だから經費として認められるだらうと思つてそれを出した所が、それは經費ではないんだぞ、利益の中に入れると云ふことになると、それだけ利益金額となつて出て稅金を拂はなければならない。利益金額となり留保金となつて加算税が課かつた。さうしますと寄附に出した金額の半分若くはそれ以上が更に稅金として取られると云ふやうな結果になりました。斯う云ふ事柄は稅法上の不備と申すべき點ではないかと思ひます。

それから固定資産の原價償却年數が短い、大藏當局は内規を以て堪久年數を規定し、時局に際して工作機械に對しては法律を以て年數を短く規定を致しましたけれども、尙ほ短縮すべき餘地があると

思ひます。殊に現在の時局に於きましては、大藏當局の時局關係產業の特別規定もございますが、是は新設又は擴張事業のものに限つて居つたのでございます。然るに今日の發表に依りますると云ふと、古い機械に付ても適用すると云ふことが出ましたから、其の點は幾らか緩和されたやうでありまするが、根本的に申しましてまだ堪久年數は研究の餘地がございますし、又増稅が急激に來まする場合に於ての一時的措置として、英國では度々行つて居りますが、臨時に原價償却を一割餘分にすることを許す、斯う云ふことがございますが、昨年英國は増稅しまするときに、やはりスペツシャルの原價償却を許すと云ふことをやつて居りますが、是も日本に於て考へて貰ひたいと思ふ點でござります。

それから海外事業所得が外國で稅金を拂ひ、又内地で稅金を拂ふ。是は幾多の困難を排して外國で事業を營む者に對して苛酷の課稅である。政府は少し斟酌するやうに申して居ますが、まだ十分ではない。

それから事業損失が現行法では一事業年度限りの計算で次年度に繰越を許さないのであるが、是も今度の改正案では前二事業年度を通ずることが出来るやうになつて居る。是も緩和された一つの改正案の項目であります。

今まで第三種所得から一般には借入金利子の控除を許さなかつた。是は配當所得の場合四割控除なり二割控除なりが、それが之に當るんだと云ふことでありましたけれども、多く借金して居る人は二割控除では足りないと云ふし、又借金しない者は借金の意味の控除であるならば不當の利得を得たと云ふ恰好になつて居る、斯う云ふやうな點は現行法の缺點として挙げられます。其の他個人の場合、個人と法人との關係に細かく入りますと種々指摘すべき點がございますが、甚だ煩雑面倒でございますから、是は略します。

最後に申しまする點は、株式配當に對する課稅と、公債、社債、預金利子に對する課稅とが、其の方が違つて居り、一方は源泉課稅のみであり、一方は綜合課稅されると云ふことの爲に、其の間に非常に不均衡を來しました。或る金額以上の所得者は、結局源泉課稅に依つた方が課稅が安くなる、斯う云ふことが今日に於てありますから之を是正したい、斯う云ふやうな事柄が、私共現行法に於ての缺點を是正すべき點だと斯う思つて居りましたのであります。

併てそれで以上の諸點を政府の案と對照して見ますと、政府が稅制調査會に出しました所の案に、段々要求が容れられて居る點がございますし、今日發表の改正案の大綱(附錄稅制改正ノ要綱參照)にも更に容れられた點がございますが、茲で私共の案の稅制改革意見と對照して、一々之を申述べますこと

は甚だ長きに失しまするし、政府の案を述べ立てるのも是も餘り管々しくございますから、詳しいことは之を止めます。

政府稅制案大綱の批判

(イ) 輕からざる法人稅

極く重要な點に付て申しますと云ふと、政府の案に付て私共が尙ほ遺憾なりとして居りまする點がございます。少しく之を批判して見ますと、法人稅が今日の案に依りますと、主稅局試案では稅率百分の二十であつたものが十八と云ふことになつて居ります。稅率の低下は適當と思ひますが、外國と比較して見ますと、獨逸が百分の四十、亞米利加が十八、佛蘭西が十六、日本が十八、其の十八と云ふ以外に營業稅が六あると云ふことを忘れてはなりません。英國は先にも申しましたやうに、法人稅がないが、法人稅と一寸似たやうでございますが、法人收益に課して其の配當を受くる個人は其の配當から稅額を差引かる。法人收益にノーマル・タクスを課しますと、即ち事業所得として課する。さうしますと事業所得に對する課稅が日本と一寸違ひます點は、日本は會社が稅金を拂つて配當からは差引かない。英吉利の方は場合に依れば會社自身が拂ふこともございますが、大多數は個人

の配當からそれを引くのです。ですから法人収益に課した租税は個人が拂つた勘定になる。結局から言へば同じかも知れませぬが、法人に課すると云ふと、配當する前に税金を引いて其の残りを配當する、斯う云ふのでございますが、収益に對する課税を配當に割當て税金額だけ引いたものを配當する、斯う云ふのが英國の建前であります。それで英國は今年は戦費の必要上三割五分課しました。今まででは二割七分五厘であつたけれども、増税して三割五分にして、明年からは三割七分五厘にする。獨逸では段々増税して四割課して居る。英國は殆どそれに追付いて居ります。所が日本では一割八分で安いやうでございますが、収益に對する百分の十八の法人税に資本の千分の一・五が加はり、營業税が百分の六あります。其の上に配當受領者の分類所得税一割を課する、斯う云ふことになりますと、合計すれば約百分の三十五・五になります。日本は法人税十八だから安いとは必ずしも考へられない。

(口) 超過所得税の無比の高率

其の上超過所得税と云ふものがある。此の超過所得税が臨時利得税と合併をして、一つの臨時利得税と云ふ項の下に、昭和九、十、十一の三年平均の基準利益を基礎にして、それ以上に利益があつた場合と、總資本金に對する一割以上の利益あつたものと、此の二つの建前を一つにしました。さうして之に増税が行はれることになりました。之を超過所得税の方面から見ますと云ふと、一割を超へ

て二割に至るものは今までには附加税とも六・〇八%、然るに今度は一割を超える所のものは二五%に變へよう、六・〇八が二五にならうと斯う云ふ譯です。それから超過所得の二割を超えて三割に至るものは今まで一五・二であつたものが、今度はそれが三割以下のものは四五と云ふことになる。

それから三割を超ゆるものは三〇・四であつたものが六五になる。中々の増税です。

それで茲に考へなければならぬ點は、超過所得と臨時利得と云ふものは性質が根本的に違つて居るものと私共は考へる。超過所得は總資本に對しての何割以上と斯う云ふことになるのです。其の利益が多く得られたと云ふものは何かと言へば、經營が上手であつたり或は働きが良くて多く得た、斯う云ふときに於ては、寧ろ或る方面から考へるならば、能く儲けて呉れたと言つて獎勵こそすべきものであるのに、それを斯の如き高い税金を取ると云ふ事柄は、儲け過ぎるのは怪しからぬと云ふ意味が加はつて居るのではないかと云ふ風に考へられます。是は産業の發展を助長するのではなくて、それが加へると反対の意味が茲にあるように——邪推かは知れませぬが、さう云ふ風に考へられる。臨時利得税の方になりますると云ふと、時局關係に依つて儲けた、其の人達の經營上の手腕に依つて儲けたではなく時局に依るお蔭で儲けたのだから、是は税金を澤山出して宜からう、斯う云ふ觀念になりましたて、全然違ふ觀念なのです。それを一本で行かうと云ふ所に間違ひがあるのでないか知らと思ひま

す。外の國には超過所得税と云ふものはないのです。但だ亞米利加に一つある。所がそれはどう云ふのかと申しますると、純益が一割から一割五分のものに對しては六分、一割五分を超ゆる金額に對しては一割五分を課する、此の位の程度の低いものでございます。さうしますると云ふと、日本だけ特に斯う高くする理由は何か特殊の理由がなくてはならぬかと思ふ。是は政府の説明をまだ聞きませぬ。

(八) 配當所得の課稅負擔の激増

それから配當所得に對する個人課稅負擔が非常に高くなつたことです。下の方は割引なしの稅率、上の方は稅率からのみ見ますれば配當所得だけ特に高くしたのではございませんが、稅率を高くし大に二割控除を止める爲に二割分だけ更に高くなる。同時に段が一段上つて行く。斯う云ふ結果が起る。さうして稅率が最高六十五と云ふことになりますと、茲に掲げてあります太い線のあゝ云ふ風な負擔になつて來ます。(附錄參考表(七)参照)一體現在の我國の重要な點は、富の分配と云ふよりは富を生産し且つ蓄積しなければならぬ時代だと思ひひます。お手許に差上げてござりますると思ひひますが、各國の租稅の總額と所得稅の比較がございます。之を見ましても日本は富の程度が低いものですから如何に稅率を高くして見た所が外國並の稅額を得ることは困難です。英米に比べて見ますると云ふと十分の一か其處らしか徵收し得ない。是で海軍は英米とバリティを得なければならぬ、陸軍は二正面

策戰で行かう、斯う云ふことになりますと其の軍事費を調達するのは非常なる困難です。其の困難のことは能く分りますけれども、同時に幾ら稅率を高くした所が、得る所のものは各國の——各國と云つてはおかしいのですけれども、英米に比べて十分の一しか得られない、斯う云ふことになりますと、本を養つてそれから租稅を多く得る工夫をするより外方法はないと思ふのです。然るに早く眼の前にある富を取つてしまふ。斯う云ふことになれば、結局金の卵を生む鶯鳥の腹を立割つて卵を取出さうとするのと同じやうな結果になるのではないかと思ひます。

儲て各國に比べて見ますと云ふと斯の如くに日本の稅率は高くならうとして居る。是は或る意味から言へば日本の租稅は是で極度に達して居るんぢやないかと云ふやうな氣が致します。まだ實際に拂つてゐない。是から掛からうと云ふのですからして、各人の苦痛はどうであるかと云ふことは捻つて見なければ想像は付かぬ譯でござります。併しながら此の表を見ても、外の國が課さない以上のものを課しよう、斯う云ふ事柄は日本の經濟政策の上に、或は日本の國策の上から言つて果して是で宜いのであらうかと云ふ氣が致しますが、而も其の増加が非常な急激な増加である。下の點線から上の大きい線に上るのです。下の方は各人の所得に配當所得がどれ程あるか分りませぬが、上方になりますすると云ふと、日本のは大抵配當所得である。一番大きいものが四百萬圓と云ふものがありまして、

是は殆ど皆配當所得である。配當所得以外のものは極く僅かしかない。斯う云ふ上の人の所得と云ふものは自分が消費する部分は僅かな部分で、大部分は富の生産に投資されるものである。然るにそれが租税として徵收される、斯う云ふことになりますのですから、日本の經濟力の涵養と云ふ上から見ますると斯かる高率の租税は一大事件ではないかと思ひます。

(二) 法人の所得計算方法の變更

次に考へるべき點は、法人の課稅標準の計算方法の變更である。今までの計算の方法では其の年に支拂つた所の税金は所得から控除して、即ち損金計算にして、後の残りを所得なりとして課稅されたものが計算方法を變へて、法人稅、臨時利得稅を全部損金から排除する、但し其の年に拂ふべき臨時利得稅だけを引いたものだけが普通所得稅の法人稅の標準になる、斯う云ふことになりますので、臨時利得稅は税金を拂はない以前に於てこんなに澤山の儲があるんだと帳簿上の計算だけ出して、それに対する先づ臨時利得稅を課す。其の残りに對して法人稅を課しよう、斯う云ふことの爲に各法人だらうと思ひますが、差上げてございます中の一枚に、或る數の會社の税金の増し方の書いたものがございます。(附錄參考表(四)参照)是は稅法の意味を十分に御了解のない會社もあるんぢやないかと思ふ

やうな數字も出て居りますが、併し大體會社から出されましたものを本にしまして、それから多少間違つて居ると見られるものだけを訂正をして一つの表を作りました。之に依りますと云ふと、是尤も其の計算の數字が法人稅二〇%の計算で括へたものですから、今日の發表に依りますると多少修正しなければならぬのでございますが、三割、四割、五割、六割と云ふやうな昨年に比しての増稅による。是は計算方法を變へまする爲に、今までの税金額が所得金額に加つて來て大きい所得金額になつた、それに對して高い利得稅を課け、今までよりも増した法人稅を課する、斯う云ふことの爲に起る事でございますが、此の五割、六割も増稅されると云ふ事柄は、產業經營の上に於て非常な事件ではないかと思ふ。之に對しては實業家中には計算方法を變へる、其のことに反対される方もあります。或は今までの方法ならば馴れ來つて居るから、馴れたものは惡稅も惡稅でない。が今度の方になります。之に對して大藏省當局者は今度の方が却てフラクチュエーションを少くするんだと云ふ計算を示して居ります。其の計算のフラクチュエーションが多い少いは第二の問題にしまして、兎に角税金の多くなることだけは事實なのです。色々他の理窟はありませうが、事實は税金が多くなる、之をどうすれば宜いか、是だけは我慢して出さなければならぬのであるが、他の税金の負擔と、事業會社——

法人の負擔とが斯の如くに懸隔が甚しくなるのはそれで宜いのか、斯う云ふ事柄の考へ方もある。此の計算の上に於て臨時利得税の方と關係致しますが、基準利益の計算の上に於て其の當時の税金を引いた計算が今日の基準利益になつて居りますが、所得なり、利得なりの計算方法が變る以上は、前の基準利益の計算を變へなければならぬものだと思ひます。大藏省もさう云ふ意向を漏して居りましたから、是は今日の發表には現はれて居りませぬが、多分基準利益の計算方法は變るだらうと思ひます。此の計算方法は理窟から申し、又各國との比較から申しましても、理窟上ではどうも大藏省の考へ方が悪いとは言へない。唯耐へられないのは過去の習慣と違ふと云ふこと俄に急激なる増加を受けると云ふこと、此の二つの點であらうと思ひます。外の國から見ますると、英米の如きは同じ計算方法をして居ります。但佛蘭西は税金を引いた残りを所得とすることになつて居る。各國必らずしも同一ではありますぬが、政府は理窟を主としてやつて居ります。併し理窟から申しますと、先にも申しました所の割賦賞與金、即ち重役の報酬賞與、報酬は別としまして賞與、此の賞與と云ふものが利益金の一部なりと云ふ考へ方が正しいのか、是は一つコンミッショングであるから経費の中に入るべきものであるかと云ふ事柄には研究の餘地がございます、外の國では是は経費として所得から引いて居ります。斯う云ふ風に所得から引いて居る國の例は取らないで、引かない分があると云ふとそれだけ取り入れる

と云ふ風に、何だか身勝手な所があるやうにも思ひます。此の點を十分皆さん方に依つても御研究を願つて、今後どう云ふ風にしたらば宜いか、仕方がなく此の通りに政府の案に屈服するか、或は他に緩和手段があるか、此の點も私共尙ほ研究を致したいと思つて居ります。

(ホ) 配當所得の計算方法

それから配當所得の計算方法に付きましても問題がござります。配當所得の総合課税の場合の所行の計算に於て、分類所得税を引かれて配當を受けても、其の受けた配當を綜合致しまするときに、引かれない以前の配當額を以て綜合課税の標準にすると斯う見えます。其の點明白に案には出て居りますが、どうもさう云ふ風に推定されます。なぜかと申しますると云ふと法人が受ける配當に付ては分類所得税は法人の拂ふ税金額から控除する、斯う云ふ明文がありますが、個人の方に付ては何も書いてゐない、是には一つ疑問を持つて居ります。現行法に依りますると云ふと、配當利益税と云ふものがあります。是を引いた残りの金を綜合して之に第三種所得税を課することになつて居る。此の通りにすべきであると思ひますが、明文がないから此處ははつきりしませぬが、元の配當を所得額として課するんではないか、斯う云ふ風に思ひます。英國の如きは三七%半も課かるんですから、どうして居るだらうと斯う思ひましたから、調べて見ますと、是は引いた残りに對してサー、タツキスを

課することになつて居ります。明確な法文はございませぬが取扱がさうなつて居りますし、判決例もございます。

(ヘ) 鑛産税の變更

それから申し落しましたが、此の中には鑛産税の問題があります。鑛産税を止めて營業収益税に變へる。斯う云ふことになりますと云ふと、今までの鑛産税は鑛産價額に對して課した、營業税になると収益に對して所得税を課する上に、更に其収益に對して營業税を課する、之に依つて實際はどうなるかと云ふと、是が爲に或る會社では非常なる増税になる所もございます。

(ト) 經済諸政策との調和如何

斯う云ふ風に見て行きますと、經濟諸政策との調和を圖ること、云ふことが稅制改正の目標の第二に掲げてございますが、それが段々怪しくなつて來る。細かい點に付ては色々さつきから申しましたやうに認められて居る點がございますけれども、併し根本に於ては非常なる増税になる、急激なる増税になると云ふことが事實として現はれて居る。果して是は經濟諸政策との調和と云ふことが十分に考慮されて居るや否やと言ひたくなるのであります。

それから現行法には所得税、臨時利得税に對して最高限度と云ふものが設けられて居る。個人に對

しては五十五が最高限度になつて居る。今度は其の最高限度も取つてしまつた。法人も個人も皆限度と云ふものではなくなつて、高い率が限度なしに其の儘行はれることになつて居ります。兎に角税金を多く取りたい、斯う云ふ考へから來るのですからして、其の間に無理が起るのは無論當然のことではございますけれども、無理の少いやうに、さうして多く取りたい、取つて貰ひたい、斯う云ふことが私共の考へて居る所なのです。

(チ) 事業に不利なる課稅上の不均衡

最後に申上げたいと思ひまする點は、公債、社債利子、預金利子、是等のものに對する課稅方法を綜合課稅にすると云ふのに對して金融業者の反対が強かつた爲に、大藏省は途中で腰を折り一步を譲つて納稅者の選擇を許す、源泉課稅にしたいと思ふ者はそれで宜しい斯う云ふことになりますしてそれが今日の發表に現はれて居る。それに依りますると云ふと、是はお手許に差上げてあります定期預金及國債對株式の稅引廻の對照表(附錄參考表(三)參照)がございますが、簡単に申しますれば、下の段の所にマイナスの標が書いてあります。是は今までに於ては十萬圓の所得者がそれ以上の所得があつたときには、之を何處に投資する方が有利であるか、斯う云ふ問題に付ての是は答案になる譯です。現行法に依れば、株式に投資する者は十萬圓以上の所得ある者は株式投資は損である。國債に投資する方が安

全且つ有利である。茲に安全と云ふ事柄を考慮に入れると云ふと、此のマイナスよりはもう少し上になつて来る。即ちどれだけ見たら宜いか知らないが一分見る。——一分見ると云ふことになるとずっと上になつて来る。それは銘々の考へ方に依るからそれは分りませぬが是は實際の數字だけ現はしたのです。それが改正案に依りますと、八萬圓以上になつて居る。定期預金にするには現在は三十萬圓以上の者は定期預金の方が宜い。之を今度は二十萬圓以上あつた場合に於ては定期預金が宜い。斯う云ふことになりますと云ふと、斯う云ふ資産家が得た所の所得を何處に持つて行くか、株式に投資する云ふ事柄は條件が非常に好くなれば中々其の方に引張つて行かない、斯う云ふことは、中々示すのです。是は大きい所得者になりますと、總てを株式、總てを國債にしろと云ふことは、中々さう云ふ單純のものではございません。或る場合には株式の方が税金が高いけれども、事業に興味を持つて居つて其の方に投資をする。同時にそれが餘りに税金が高くなるから、それを緩和する爲に公債を持つて居らうと云ふやうな、緩和手段として公債をお持ちになる方もございますが、さう云ふことの銘々の考へ方は別として、數字で現はす點に付ては此の通りになる。是は事業界に資金を吸收する事柄に於て的一大障害ではないか、現行法に於ても其の點は私共殊に主張しました。大藏主税局も之を主張して立案したのであります。途中腰抜けの爲に今日の發表を見た譯でございます。さうしま

すると租税の不均衡と云ふ事柄を是正すると云ふ出發點が、此の點に於ては一つ目的を達しないことになる。

第二番に問題になつて居りますのは、産業組合に對する課税、之がまだ問題で、中々農林省との間の折合になつて居るさうです。或る程度までは課税されるでございませんが、所得税、營業税を拂つて營業をして居る者が、税金なしで以て有利の位置に立つて居る、それと競争をして居る。斯う云ふやうな事柄、又は現在戰費の非常に必要なる場合に於て普遍的に税金は負擔しなければならない今日に於て、尚且つ自分達は特別の位置であると言つて課税を免かれるものであるかどうか、それは今後残された問題と思ひますが、どれだけ租税の負擔の均衡を保つと云ふ事柄が實際に行はれるか、吾々は注意して行きたいと思ひます。

興味のないことを長々とお話申しまして、時間を取りまして甚だ相済みませぬ。私の申さうとする所は大體是で盡きて居ります。尙ほ何か御質問でもございましたら私の存じて居る限りは申上げたいと思ひます。私の話は是でお終ひに致します。(拍手)

附錄

勤	國	預金、社債利子	自	業	當
勞	債	利	由	業	配
		子	職		千
六〇〇	一	一	四〇〇	四〇〇	一
六、四〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇	七、〇〇〇
6	4	10	7.5	8.5	"
一三	二八	七二四二五二七			
三八	〇四	〇〇九〇六〇〇			
· ·	· ·	〇〇五〇一〇〇			
〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇			
〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇			
一	一	一	一	一	九〇〇·〇〇
一、一八一·〇〇	一、一八一·〇〇	一、一八一·〇〇	一、一八一·〇〇	一、一八一·〇〇	一、一八一·〇〇
六九五·〇〇	六九五·〇〇	六九五·〇〇	六九五·〇〇	六九五·〇〇	六九五·〇〇
七〇〇·〇〇	七〇〇·〇〇	七〇〇·〇〇	七〇〇·〇〇	七〇〇·〇〇	七〇〇·〇〇
二八〇·〇〇	二八〇·〇〇	二八〇·〇〇	二八〇·〇〇	二八〇·〇〇	二八〇·〇〇
五一四·〇〇	五一四·〇〇	五一四·〇〇	五一四·〇〇	五一四·〇〇	五一四·〇〇
四五五·一九	四五五·一九	四五五·一九	四五五·一九	四五五·一九	四五五·一九
△	△	△	△	△	△
一四〇·〇〇	一四〇·〇〇	一四〇·〇〇	一四〇·〇〇	一四〇·〇〇	一四〇·〇〇
五六八·八一	五六八·八一	五六八·八一	五六八·八一	五六八·八一	五六八·八一
					四五八·五六

(備考)

一、戸數割、市町村民税等ハ本調査ヨリ除外ス

二、貸地(田畠)所得八小作物收入八害五分
　　貸家所得人家貨物八十害五分

三、現在ニ於ケル所得稅附加稅ハ本稅（基本稅）ノ〇・四二倍、地租附加稅ハ本稅ノ一・八倍、營業

ノ一・五倍、家屋稅ハ本稅家屋賃貸價格百分ノ三・三、同附加稅ハ本稅ノ一・六倍トシテ計算ス

附錄

參 考 表

所得千五百圓乃至七千圓——扶養家族三人（妻及子女二人）ノ例

(一) 改正案ニ依ル負擔額調

(備考)

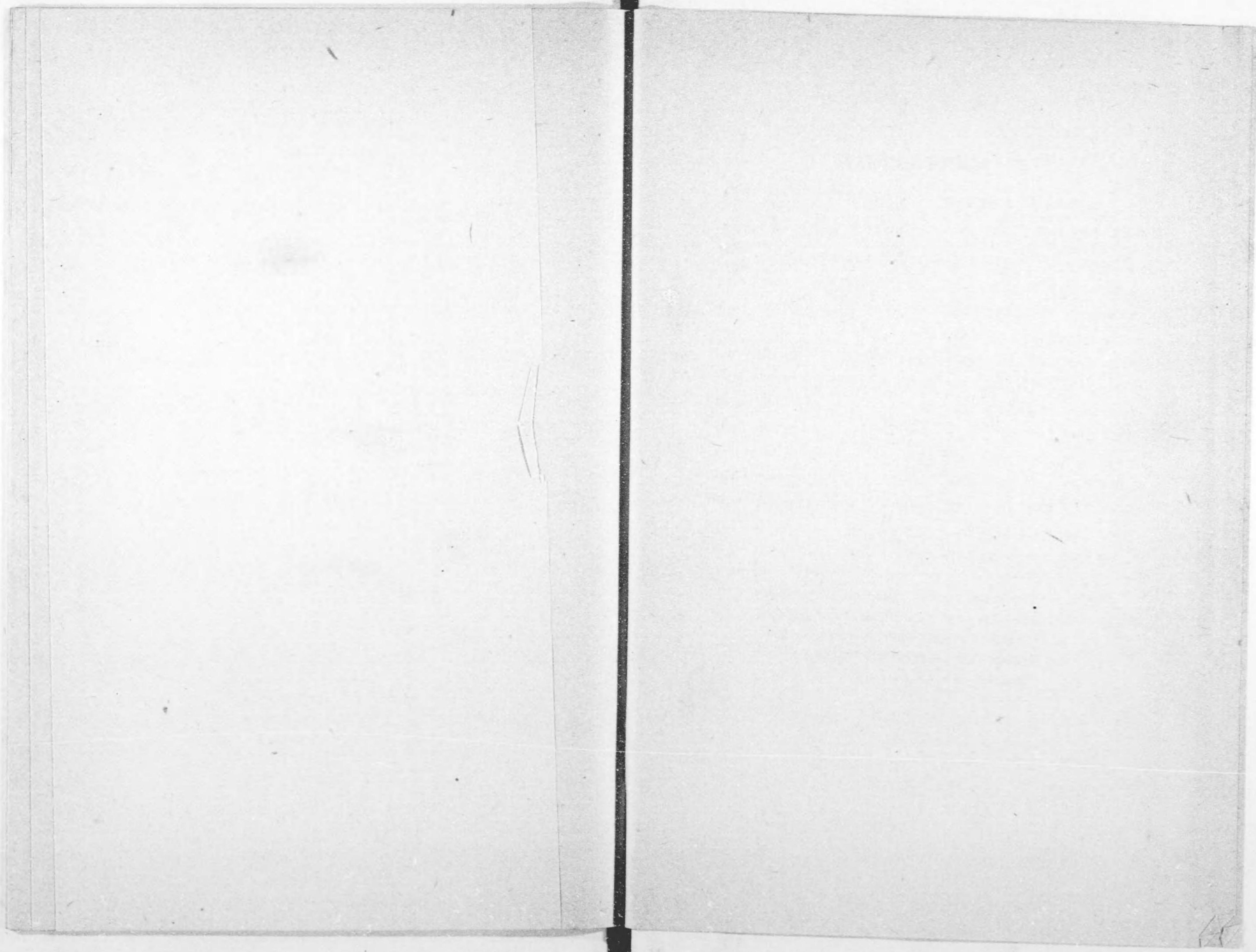
一、戸數割、市町村民税等ハ本調査ヨリ除外ス

得ノ地租負擔ノ半額トシテ計算ス

(二) 配當利子税引利廻表

基本所得	綜合課稅ニヨル税引利廻				源泉課稅ニヨル 税引利廻				國債對株式税 引利潤	
	國債	社債	定期 預金	株 式	國債	社債	定期 預金	株 式	株 式	株 式
	表面利廻 3.68%	4.3%	3.3%	5.5%	"	表面利 廻 3.68%	4.3%	3.3%	5.5%	6.0%
5,000	3.312	3.612	2.772	4.400	4.800	2.760	3.225	2.475	1.088	1.488
8,000	3.201	3.483	2.673	4.125	4.500	"	"	"	0.924	1.299
10,000	3.091	3.354	2.574	3.850	4.200	"	"	"	0.759	1.109
20,000	2.980	3.225	2.475	3.575	3.900	"	"	"	0.595	0.920
30,000	2.870	3.096	2.376	3.300	3.600	"	"	"	0.320	0.620
50,000	2.760	2.967	2.277	3.025	3.300	"	"	"	0.045	0.320
80,000	2.649	2.838	2.178	2.750	3.000	"	"	"	(-0.230	0.020
100,000	2.539	2.709	2.079	2.475	2.700	"	"	"	(-0.505	(-0.280
200,000	2.428	2.580	1.980	2.200	2.400	"	"	"	(-0.780	(-0.580
300,000	2.318	2.451	1.881	1.925	2.100	"	"	"	(-1.055	(-0.880
500,000	2.208	2.322	1.782	1.650	1.800	"	"	"	(-1.330	(-1.180
800,000	2.097	2.193	1.683	1.375	1.500	"	"	"	(-1.605	(-1.480

- (註) 1. 株式ハ二割控除ヲ廢止シ借金ナキモノトシテ計算ス
 2. 國債・社債・定期預金ガ源泉課稅ヲ選ぶ場合ソノ稅
 率ハ國債19%，社債及定期預金25%トシテ計算ス
 3. 稅引利潤ニ付テハ國債ハ基本所得二萬圓以上ノモノ
 ハ源泉課稅ニヨルモノトシテ計算ス



(三) 定期預金及國債對株式ノ稅引利廻累期比較表

		其ノ一 株式稅引利廻		其ノ二 國債對株式稅引利廻		其ノ三 定期預金對株式利廻	
		基 本 所 得	(臨 時 增 微 北 支 事 件 支 現 那 事 行 改 正 案)	(臨 時 增 微 北 支 事 件 支 現 那 事 行 改 正 案)	(臨 時 增 微 北 支 事 件 支 現 那 事 行 改 正 案)	(臨 時 增 微 北 支 事 件 支 現 那 事 行 改 正 案)	
四	三	二	百	八	七	五	三
百	百	十	十	二	十	八	五
萬	萬	十	十	五	三	二	二
萬	萬	万	万	万	十	一	千
圓	圓	圓	圓	圓	千	一	千
二	〇	九	二	三	七	五	五
二	三	七	二	六	六	三	三
二	六	六	三	一	九	一	九
二	八	四	三	一	九	一	九
一	八	九	二	一	九	一	九
二	〇	九	二	一	五	一	五
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
一	一	三	七	一	三	七	一
三	八	二	〇	九	五	六	四
一	一	三	七	一	三	七	一
六	二	三	二	一	六	五	四
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八	七	六	六	三	八	二	一
五	五	九	九	九	九	八	八
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
一	一	一	一	一	一	一	一
六	六	六	六	六	六	六	六
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(註)

二、一般所得稅及現行第三種所得稅ハ各階級毎ニ當該所得ヲ上積ミトナシ各稅率(最高稅率)ヲ適用シテ計算ス
 三、株式ハ配當率年七分以下ニシテ利益配當稅ノ課セラレザル場合トス
 四、改正案ニ於ケル國債及定期預金ハ源泉課稅ヲ還ブモノトシテ計算ス

(四) 法人事業新舊稅負擔比較表

名社會	總資本金	現行法	改正案	所得額	現行法	改正案	稅	增加額	增加率	減差額	乙案同割				
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
一、六〇六、五、六〇九、〇九	一一〇〇、八〇〇、二九〇〇、五〇〇、五〇〇	一二〇〇、二二〇〇、五〇〇、二二〇〇、八八〇〇	一、二七〇〇、五〇〇、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五八二、五〇〇、四〇〇、五七〇〇、〇〇〇	六九〇五、四六〇〇、七〇〇〇、五〇〇〇、四五〇〇	四七三〇、七〇〇、二五〇〇、五〇〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、二五〇〇、五〇〇〇、五〇〇〇、〇〇〇	一一〇〇、三五〇〇、七〇〇〇、五〇〇〇、五〇〇〇	一、七〇〇、三五〇〇、七〇〇〇、五〇〇〇、五〇〇〇	二二一五、三五七〇、七〇〇〇、五〇〇〇、五〇〇〇	一、五五八、五六〇〇、七八九一八、四〇〇〇、四〇〇〇	二二一五、三四四二八、二二八、八五二九、三一〇〇	三四〇〇、七〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、千円		
二、八三一	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五六〇	二、二八〇	二一五〇	一、四六二一	八、〇〇〇	四一〇	七六二	一九九	一三八	一九、五五八	六〇〇	千円	
三、四六〇二二三	一一、二二、八四、三一	一一、二一、五八二、九四	八五〇二三六	二二、八八一〇、三七	二二、五四四五	一、二八五、七〇二六七〇	一、八五、九六六八	一〇八、五〇二〇五	五四六六八二	九九〇〇三三	二二七二五八	一一二五九	二二、三四四二八、二二八、八五二九、三一〇〇	七六九六千円	利得得
一、三一七	三五五	二、五八九	二五四	七三九	一二九	四、五〇〇	四、一八一	二、五二〇	一八二	二〇二	六五	六三	三、八七〇	二二八	千円
一、四八六	二〇五	三、八四〇	四一二	七七八	一六五	六、五〇二	六、一六一	四、〇〇一	二二八	二五〇	一〇八	九一	六、四六八	三〇九	千円
一六九	一四九	一、二五一	一六八	三九	三六	二、〇〇二	一、九八〇	一、四八一	四六	四八	四三	二八	二、五九七	八二	千円
一二・八	七二・七	四八・三	六八・八	五・三	二七・六	四四・五	四七・四	五八・八	二五・〇	二三・六	六七・二	四四・〇	六七・一	三五・九	%
ナシ	ナシ	一三	一	ナシ	四八二	一八六	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	八	一七・三	一六	一二・一	千円
ナシ	ナシ	四・九	〇・八	ナシ	一五・四	六・五	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	一七・三	ナシ	ナシ	%	合上同割

三

- 一、本表ハ各會社ノ報告ニ據リ若干ノ訂正ヲ加ヘタルモノナリ
- 二、改正案ハ所得稅等ヲ損金ト計算セザル方法ニヨル計算トス
- 三、資本金ハ事業年度六ヶ月ノモノハ三分セル額ヲ掲グ
- 四、乙案減差額トハ基準利益ノ計算ニ付各年度ニ於ケル納稅額ヲ損金ニ算入セザルモノヲ基準トシテ計算シタル臨時利得稅ノ減差額トス

(五) 各國稅額及所得稅額調 (1938年度預算)

國 別	英 國	米 國	佛 國	獨 國	日 本
國 稅 總 額	916,600 (16,040)	5,723 (17,169)	45,858 (4,585)	17,690 (17,690)	2,134
所 得 稅 額	403,250 (7,956)	2,414 (7,242)	13,789 (1,378)	7,759 (7,759)	765
比 率 %	43	42	30	43	35
貨 帶 單 位	1,000磅 (百萬圓)	1,000,000佛 (百萬圓)	1,000,000法 (百萬圓)	1,000,000麻 (百萬圓)	1,000,000圓
邦 貨 換 算 率	1 磅 17.5圓	1 佛 3 圓	1 法 0.1圓	1 麻 1 圓	

註 1. ()內為邦貨換算額

2. 1939年度豫算

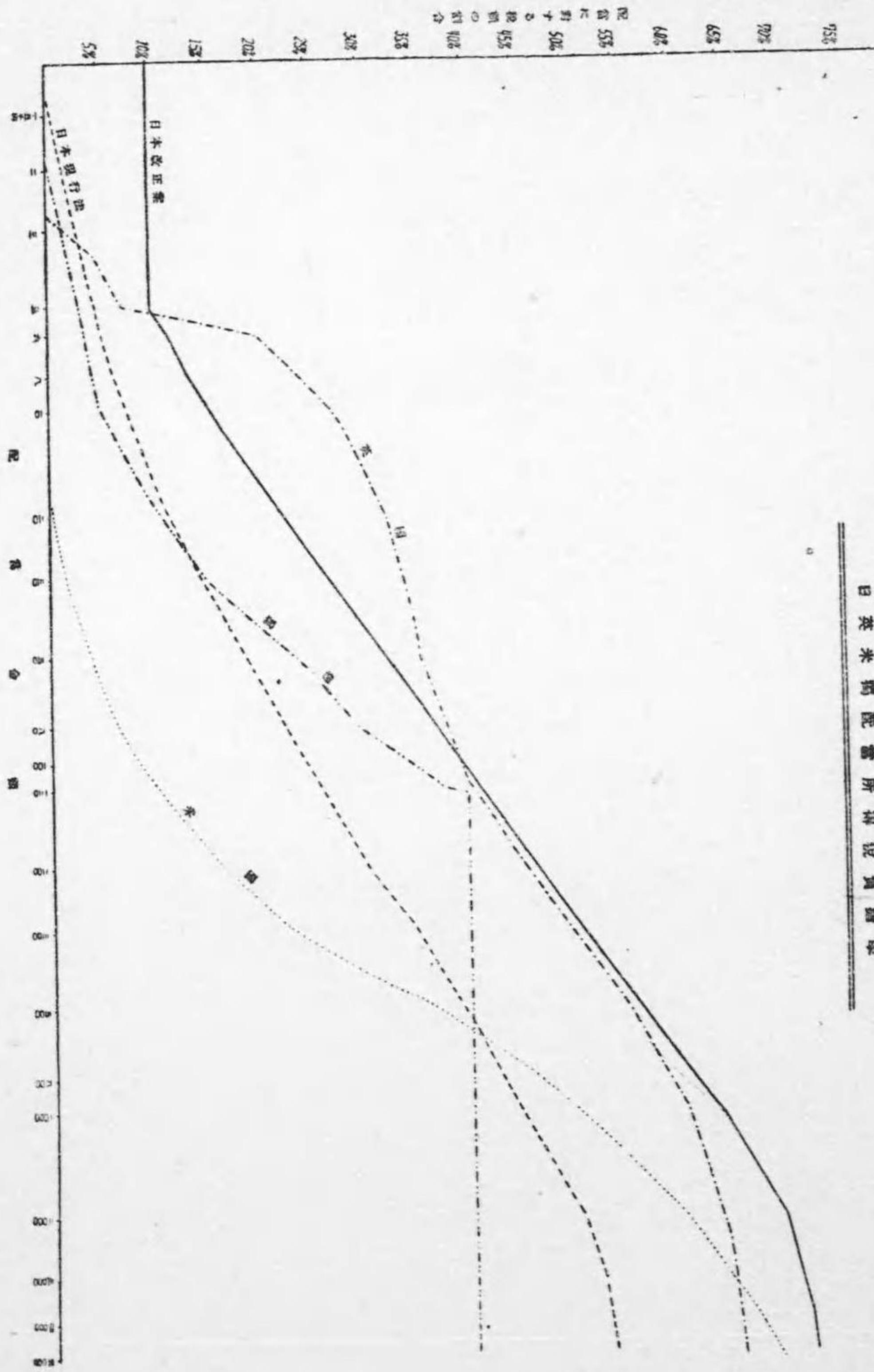
	英 國	佛 國	日 本
國 稅 總 額	916,720千磅(16,042)	66,388百萬法(6,638)	2,555百萬圓
所 得 稅 額	477,000 " (8,347)	14,107 " (1,410)	1,100 "
比 率 %	52	21	41

(六) 日英米獨配當所得稅負擔率表

目 本 配當金額	英 國			米 國			獨 逸	
	稅負擔率表 現行法改正案	配當金額	稅 負 擔 率	配當金額	稅 負 擔 率	配當金額	稅負擔率 (子女三人)	
1,250	0.80	10.00	78.13	—	292.97	—	1,250	—
1,500	1.27	10.00	93.75	—	351.56	—	1,500	—
1,875 (1,925)	1.65	10.00	117.19	—	439.45	—	1,875 1,925	—
2,500 (2,700)	2.49	10.00	156.25 170.00	—	585.94	—	2,500	1.52
3,750	3.93	10.00	234.38	5.15	878.91	—	3,750	2.77
5,000	5.04	10.00	312.50	7.55	1,171.88	—	5,000	3.64
6,000	5.62	11.67	375.00	20.50	1,406.25	—	6,000	4.03
8,000	6.89	13.75	500.00	24.75	1,875.00	—	8,000	4.53
10,000	8.02	16.00	625.00	27.30	2,343.75	—	10,000	5.44
12,000	8.93	17.50	750.00	29.00	2,812.50	—	12,000	6.83
15,000 (15,786)	10.25	20.00	937.50	30.70	3,515.63 3,700.00	—	15,000	8.50
20,000	11.89	22.50	1,250.00	32.40	4,687.50	0.93	20,000	11.12
30,000	14.98	26.66	1,875.00	34.10	7,031.25	1.90	30,000	14.93
50,000	19.09	32.00	3,125.00	35.46	11,718.75	4.28	50,000	23.60
80,000	22.69	36.87	5,000.00	38.07	18,750.00	6.91	80,000	29.45
120,000 (135,000)	26.18	41.25	7,500.00	40.85	28,125.00	10.49	120,000 135,000	37.97 40.00
200,000	30.78	46.75	12,500.00	45.39	46,875.00	16.23	200,000	40.00
300,000	34.58	51.16	18,750.00	49.83	70,312.50	22.93	300,000	40.00
500,000	39.08	56.70	31,250.00	54.99	117,187.50	36.15	500,000	40.00
800,000	42.81	61.68	50,000.00	58.65	187,500.00	46.20	800,000	40.00
1,000,000	44.72	64.35	62,500.00	60.66	234,375.00	50.02	1,000,000	40.00
2,000,000	50.82	69.67	125,000.00	63.93	468,750.00	59.91	2,000,000	40.00
3,000,000	52.68	71.45	187,500.00	64.96	703,125.00	64.51	3,000,000	40.00
4,000,000	53.09	72.33	250,000.00	65.44	937,500.00	67.23	3,000,000	40.00
5,000,000	53.49	72.87	312,500.00	65.85	1,171,875.00	69.16	1,000,000	40.00

(註) 1. 日本現行法地方附加稅ハ本稅ノ42%トシテ計算ス
2. 1 圓=1 志3 片=0.0625磅, 100圓=23%磅, 1 圓=0.234375磅,
1 圓=1 國麻トシテ換算ス

日英米鋼配當所得記録



稅制改正ノ要領

目次

第一	稅制改正ノ目標	一
第二	稅制改正ノ方針	一
第三	稅制改正ノ要綱	一
一 國 稅		一
一 所 得 稅	一	
二 法 人 稅	一	
三 臨 時 利 得 稅	一	
四 相 繼 稅	一	
五 鑛 業 稅	一	
六 利 益 配 當 稅	一	
七 外 貨 債 特 別 稅	一	
八 特 別 法 人 稅	一	
九 酒 稅	一	
十 清 涼 飲 料 稅	一	
十一 砂 糖 消 費 稅	一	
十二 織 物 消 費 稅	一	
十三 挥 發 油 稅	一	
十四 通 行 稅	一	
十五 入 場 稅 及 特 別 入 場 稅	一	
十六 物 品 稅	一	
十七 遊 興 飲 食 稅	一	
十八 骨 牌 稅 及 狩 獵 免 許 稅	一	
十九 地 租	一	
二十 家 屋 稅	一	
二十一 營 業 稅	一	
二十二 各 種 免 稅 の 整 理	一	
二十三 臨 時 租 稅 措 置	一	
二 地 方 稅	一	
一 國 稅 附 加 稅	一	
二 道 府 縿 獨 立 稅	一	
三 道 府 縿 稅 附 加 稅	一	
四 市 町 村 獨 立 稅	一	
五 目 的 稅	一	
六 地 方 分 與 稅	一	
國 費 地 方 費 の 負 擔 區 分	一	

第一 稅制改正ノ目標

- 一 中央地方ヲ通ジテ負擔ノ均衡ヲ圖ルコト。
- 二 經濟諸政策トノ調和ヲ圖ルコト。
- 三 収入ノ増加ヲ圖ルト共ニ彈力性アル稅制ヲ樹立スルコト。
- 四 稅制ノ簡易化ヲ圖ルコト。

第二 稅制改正ノ方針

一 國 稅

- 一 負擔ノ均衡及普遍化ヲ圖リ稅制ニ彈力性ヲ附與スルト共ニ之ガ簡易化ヲ期スル爲直接國稅ノ體系ヲ改組シ所得稅ヲ分類所得稅（假稱）及一般所得稅（假稱）トシ收益稅制度ハ之ヲ廢止スルコト。
- 二 分類所得稅ハ大體左記方針ニ依ルコト。
（一）各種所得間ノ負擔均衡ヲ圖ル爲所得ヲ其ノ性質ニ依リ區分シ負擔力ニ應ジ稅率ニ差等ヲ設ケ
課稅スルコト

- (二) 税率ハ比例税率トシ財政ノ必要ニ應ジ伸縮ヲ容易ナラシムルコト
 (三) 負擔ノ普遍化ヲ圖ル爲課稅限度ヲ相當低位ニ定ムルコト
 (四) 納稅ノ簡易化ヲ圖ル爲成ルベタ源泉課稅ノ方法ヲ採用スルコト
 三 一般所得稅ハ各種ノ所得ヲ綜合シ所得金額中一定金額ヲ超ユル部分ニ對シ累進稅率ニ依リ課稅スルコトトシ所得階級間ノ負擔ノ均衡ヲ圖ルコト
 四 法人ニ付テハ法人所得ノ性質ニ顧ミ別途ニ課稅スルコトトシ現行第一種所得稅及法人資本稅ヲ統合シテ法人稅ヲ創設スルコト
 五 臨時利得稅ヲ改組シテ甲種利得ヲ廢止シ法人超過所得稅ヲ之ニ統合スルコトトシテ課稅ノ適正簡明ヲ期スルコト
 六 収入ノ增加ヲ圖ルト共ニ購買力ノ吸收、消費ノ抑制等ニ資スル爲各稅ニ亘リ相當程度ノ増徵ヲ行フコト
 七 生產力擴充ニ資スル等經濟諸政策トノ調和ヲ圖ル爲租稅上適當ナル臨時的措置ヲ講ズルコト
 八 稅法ノ簡易化ヲ圖ル趣旨ニ依リ基本稅法、臨時租稅增徵法及支那事變特別稅法ヲ整理統合シ各稅ニ付單行法ヲ制定スルコト

二 地 方 稅

- 一 地方稅負擔ノ均衡化ヲ圖リ且地方團體財政ノ基礎ノ確立ヲ期センガ爲分與稅（假稱）制度ヲ創設シ獨立財源タル地方稅ハ物稅本位ノ制度トスルコト
 二 地租、家屋稅及營業稅ハ道府縣及市町村ノ獨立財源トシ其ノ課徵形態ハ分與稅及附加稅ノ併用トルコト
 三 市町村稅戶數割ハ之ヲ廢止スルコトトシ負擔分任ノ精神ト市町村財政上ノ彈力性トヲ保持スル爲必要ナル善後措置ヲ講ズルコト
 四 市町村獨立稅トシテ新ニ市町村民稅ヲ認ムルコト
 五 雜種稅及市町村特別稅等ニ付相當ノ整理ヲ行フコト
 六 目的稅制度ノ整備擴充ヲ爲スコト
 七 所得稅及法人稅ニ付テハ附加稅ノ賦課ハ之ヲ認メザルコト
 八 地方分與稅制度ハ大體左記方針ニ依ルコト
 (一) 地方分與稅ハ讓與稅（假稱）及交付稅（假稱）ノ二種トスルコト
 (二) 讓與稅ハ地租、家屋稅及營業稅ヲ以テ之ニ充テ徵收地道府縣ニ對シ還元的ニ之ヲ分與スルコ

- (三) 交付税ハ所得税、法人税、遊興飲食税及入場税ノ一部ヲ以テ之ニ充テ道府縣及市町村ニ對シ調整的ニ之ヲ分與スルコト
- 九 地方税制ノ簡易化ヲ圖ル趣旨ニ依リ諸法令ニ散在スル地方税關係法規ヲ整理統合シ地方税法ヲ制定スルコト

十 地方税制ノ改正ト併セテ左ノ如キ地方財政ノ改善策ヲ講ズルコト

(一) 目的税制度ト同一趣旨ノ受益者分擔金制度ヲ創設スルコト

(二) 國費地方費ノ負擔區分ヲ是正スル爲小學校教育費及警察費等ノ國庫負擔ニ付適當ナル改正ヲ行フコト

(三) 府縣ニ於ケル經濟分別ノ制度ハ之ヲ廢止スルコト

第三 稅制改正ノ要綱

一、國 稅

一 所 得 稅

分類 所得税

(一) 分類所得税ハ所得ヲ左ノ四種ニ區分シテ個人ニ對シ課稅スルコト但シ配當利子所得ニ付テハ法人ノ受クルモノニ付テモ課稅スルコト

不動産所得

配當利子所得

事業所得

(二) 課稅客體

(イ) 不動産所得ハ土地、家屋及不動産上ノ權利ノ賃貸等ニ因リ生ズル所得トスルコト

(ロ) 配當利子所得ハ左ニ掲タル所得トスルコト

甲 稅法施行地ニ於テ支拂フ受クル公債、社債若ハ預金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益及稅法施行地ニ本店又ハ主

タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益又ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配ニ依ル所得等

乙 営業ニ非ザル貸金ノ利子並ニ甲ニ屬セザル公債、社債若ハ預金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益及法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配等

(八) 事業所得ハ左ニ掲タル所得トスルコト

甲 農業、山林業、畜産業及水産業等ヨリ生ズル所得

乙 現行營業収益税ヲ課セラル營業ノ所得、地方營業税ヲ課セラル營業ノ所得及鑛業、砂鑛業ノ所得等

丙 自由職業等ヨリ生ズル所得及他種ニ屬セザル所得

(二) 勤勞所得ハ俸給、給料、歳費、年金、恩給及此等ノ性質ヲ有スル給與トスルコト

(三) 課稅標準

(イ) 不動產所得ハ收入金額ヨリ必要經費ヲ控除シタル金額ニ依ルコト

(ロ) 配當利子所得ハ收入金額ニ依ルコト

(ハ) 事業所得ハ收入金額ヨリ必要經費ヲ控除シタル金額ニ依ルコト

(ニ) 勤勞所得ハ收入金額ニ依ルコト

(四) 免稅點又ハ基礎控除

(イ) 不動產所得ニ付テハ百圓程度ノ免稅點ヲ設クルコト

(ロ) 配當利子所得乙ニ付テハ百圓程度ノ免稅點ヲ設タルコト

(ハ) 事業所得ハ收入金額ヨリ必要經費ヲ控除シタル金額ニ依ルコト

(五) 扶養控除

不動產所得、事業所得及勤勞所得ニ付テハ妻及扶養家族一人ニ付百五十圓ノ百分ノ八ニ相當スル金額ヲ稅額ヨリ控除スルコト但シ總所得五千圓程度以上ノ所得者ニハ控除ヲ認メザルコト

(六) 稅率

不動產所得
配當利子所得
百分ノ十
百分ノ十

事業所得
其ノ他
百分ノ八・五
百分ノ七・五

但シ國債ノ利子ニ付テハ百分ノ四、地方債ノ利子ニ付テハ百分ノ九トス

勤勞所得
百分ノ六

(七) 元本一定額以上ノ銀行貯蓄預金、產業組合貯金等ノ利子ニ付テハ稅率ヲ輕減シテ課稅スルコト

(八) 山林所得ニ付テハ稅率ヲ或ル程度輕減スルコト

(九) 一時恩給及退職給與ニ付テハ分類所得稅ノミヲ課スルコトトシ左記程度ノ超過累進稅率ニ依リ課稅スルコト

二萬圓以下ノ金額 百分ノ六

二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十二

十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十五

五十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ四十

(十) 徵收方法

(イ) 配當利子所得甲及勤勞所得(使用人一定數以下ナル個人ノ使用人ノ受クル給與及稅法施行地外ヨリ受クル給與ヲ除ク)ニ付テハ源泉課稅ノ方法ニ依ルコト

(ロ) 其ノ他ニ付テハ原則トシテ前年中ノ實績ニ依リ賦課徵收スルコト

(ハ) 法人ノ受クル配當利子所得ニ付源泉課稅ニ依リ徵收シタル稅額ハ法人稅額ヨリ控除スルコト

一般所得稅

(一) 一般所得稅ハ個人ニ付各種ノ所得ヲ綜合シ所得金額中五千圓ヲ超ユル部分ニ對シ左記程度ノ超過累進稅率ニ依リ課稅スルコト

五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ十

八千圓ヲ超ユル金額 百分ノ十五

一萬二千圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十

二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十五

三萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十

五萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十五

八萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ四十

十二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ四十五

二十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ五十

三十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ五十五

五十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ六十

八十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ六十五

元本一定額以上ノ銀行貯蓄預金、產業組合貯金等ノ利子ニ付テモ右ニ準ズルコト

(三) 株式配當ニ付テハ二割控除ヲ廢止シ株式取得ニ要シタル負債利子ヲ必要經費トシテ控除スルコト

(四) 法人ノ清算分配金中拂込額ヲ超過スル金額等ハ之ヲ利益ノ配當ト看做シ他ノ所得ト別個ニ課稅スルコト

(五) 個人ノ營業所得ノ計算上臨時利得稅ハ當該年分ノ利得ニ對スル分ヲ控除スルコト

(六) 總所得一萬圓以下ナル者ノ勤勞所得ニ付テハ一割程度ノ控除ヲ認ムルコト

- (七) 生命保険料ノ控除ハ之ヲ認メザルコト
 (八) 各種ノ所得ヲ通ジ原則トシテ前年中ノ實績ニ依リ課稅スルコト
 (九) 一般所得稅ハ前各項ニ定ムル事項ノ外大體現行第三種所得稅ノ例ニ依ルコト

二 法人稅

- (一) 法人ニ付テハ法人稅ヲ課スルコトトシ現行ノ第一種所得稅、法人營業収益稅及法人資本稅ハ之ヲ廢止スルコト（現行超過所得稅ハ臨時利得稅ニ統合スルコト）
 (二) 法人稅ハ法人ノ所得及資本ニ對シ課稅スルコト
 (三) 法人ノ所得ノ計算上法人稅ハ之ヲ損金ニ算入セザルコト
 (四) 前事業年度（事業年度ノ期間六箇月ナルトキハ前二事業年度）ニ生ジタル缺損金額ハ現事業年度ノ所得計算上之ヲ損金ニ算入スルコト
 (五) 法人稅ノ稅率ハ大體左記程度トスルコト
 所得金額ノ 百分ノ十八
 資本金額ノ 千分ノ一・五

稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ニ付テハ所得金額ノ百分ノ二十八程度トスルコト

- (六) 現行清算所得中積立金及不課稅所得ヨリ成ル部分ニ對シテハ法人稅ヲ課稅セザルコト
 (七) 法人ノ受クル配當及利子ニ對スル分類所得稅ハ法人ノ所得ニ對スル稅額ヨリ之ヲ控除スルコト
 (八) 法人稅ハ前各項ニ定ムル事項ノ外大體現行ノ第一種所得稅及法人資本稅ノ例ニ依ルコト

三 臨時利得稅

法人臨時利得稅

- (一) 法人ニ付テハ臨時利得稅ト超過所得稅トヲ統合シテ課稅スルコト
 (二) 法人ノ利得ハ利益中基準利益率ヲ超ユル金額及資本金額（積立金ヲ含ム）ノ年一割ヲ超ユル金額トスルコト
 (三) 法人ノ利得金額ハ之ヲ左ノ各級ニ區分シ大體左記程度ノ稅率ニ依リ課稅スルコト
 資本金額ノ年一割ヲ超エ基準利益率以下ノ部分
 基準利益率ヲ超エ資本金額ノ年三割以下ノ部分 百分ノ二十五
 資本金額ノ年三割ヲ超ユル部分 百分ノ四十五
 資本金額十萬圓以下ナル法人ニ付テハ右ノ稅率ヲ各百分ノ十程度輕減スルコト
 (四) 法人ノ基準利益率ハ昭和九、十、十一ノ三年（現行乙種利得ノ基準年度）ノ平均利益率ニ依ルコト但シ平均利益率ナキトキ又ハ平均利益率年一割未満ナルトキハ年一割ヲ以テ基準利益率トシ平均利益率ガ年二割ヲ超ユルトキハ年二割ヲ以テ基準利益率トスルコト

(五) 法人ノ利益ノ計算上法人稅及臨時利得稅ハ之ヲ損金ニ算入セザルコト

個人臨時利得稅

(一) 個人ニ付テハ甲種利得ヲ廢止シ昭和九、十、十一ノ三箇年（現行乙種所得ノ基準年度）ノ平均利益ヲ超ユル部分ノ利益ヲ利得トシ百分ノ三十程度ノ稅率ニ依リ臨時利得稅ヲ課稅スルコト

(二) 平均利益ナキ者又ハ平均利益ガ現年度ノ利益ノ三分ノ一ニ相當スル金額（七千圓未滿ナルトキハ七千圓）ニ達セザル者ニ在リテハ現年度ノ利益ノ三分ノ一ニ相當スル金額（七千圓未滿ナルトキハ七千圓）ヲ以テ平均利益トスルコト

(三) 個人ノ現年度ノ利益一萬圓未滿ナルトキハ臨時利得度ヲ課セザルコト

(四) 個人ノ利益ノ計算上臨時利得稅ハ之ヲ必要經費ニ算入セザルコト

四、相 繼 稅

(一) 相續稅ニ付テハ總稅額ニ於テ大體三割程度ノ增徵ヲ行フコト

(二) 相續財產ノ價額五萬圓程度以下ノ家督相續第一種等ニ付テハ被相續人ノ扶養家族一人ニ付千圓程度ノ控除ヲ認ムルコト

五、鑛 業 稅

- (一) 鑛產稅及特別鑛產稅ノ制度ハ之ヲ廢止シ鑛業ノ所得又ハ純益ニ對シ一般ノ例ニ依リ課稅スルコト但シ時局ニ緊要ナル重要鑛產物ノ採掘事業ニ對シテハ重要物產製造業ニ對スル免稅ニ準ジ免稅スルト共ニ當分ノ內稅率ヲ或ル程度輕減スルコト
- (二) 鑛區稅、砂鑛區稅及特別砂鑛區稅ハ大體現行通トスルコト

六、利益配當稅

利益配當稅ニ付テハ配當金中配當率年一割以下ノ部分ニ對スル課稅ヲ廢止スルコト

七、外貨債特別稅

- (一) 外貨國債ニ在リテハ利率年四分（現行五分）ヲ超ユル利子額、外貨國債以外ノ外貨債ニ在リテハ利率年四分五厘（現行五分五厘）ヲ超ユル利子額ニ付外貨債特別稅ヲ課スルコト
- (二) 稅法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ノ所有スル外貨債ノ利子ニ付テハ證券ガ本邦内ニ在ラザル場合ト雖モ外貨債特別稅ヲ課スルコト

八、特別法人稅

- (一) 產業組合、同聯合會、商業組合、同聯合會、工業組合、同聯合會、產業組合中央金庫、商工組合中央金庫等ノ特別法人ニ對シ特別法人稅ヲ課スルコト

(二) 特別法人税ハ特別法人ノ剩餘金(事業ノ分量ニ對シテ配當スペキ剩餘金ヲ除ク)ニ對シ課稅スルコト但シ剩餘金ガ拂込濟出資金ニ對シテ一定割合以下ナル産業組合、商業組合、工業組合等ニ對シテハ課稅ヲ免除スルコト

(三) 特別法人税ノ税率ハ剩餘金額ノ百分ノ九程度トスルコト

九 酒 稅

(一) 酒類ニ關スル各稅法(酒造稅法、酒精及酒精含有飲料稅法、麥酒稅法、支那事變特別稅法中酒類ノ物品稅ニ關スル規定等)ヲ單一稅法ニ統一スルコト

(二) 課稅方法ニ付テハ造石稅制度ト庫出稅制度トヲ併用スルコト

(三) 各酒類間ノ負擔ノ均衡ヲ圖リ總稅額ニ於テ大體三割程度ノ増徵ヲ行フコト

十 清涼飲料稅

清涼飲料稅ニ付テハ玉ラムネ以外ノモノニ付總稅額ニ於テ大體三割程度ノ増徵ヲ行フコト

十一 砂糖消費稅

(一) 色相課稅制度ヲ廢止シ製造方法課稅制度ヲ採用スルコト

(二) 總稅額ニ於テ大體二割程度ノ増徵ヲ行フコト

十二 織物消費稅

織物消費稅ニ付テハ稅率ヲ百分ノ十程度(現行百分ノ九)ニ引上グルト共ニ免稅範圍ヲ整理スルコト

十三 挥發油稅

揮發油稅ニ付テハ稅率ヲ一ガロンニ付八錢程度引上グルコト

十四 取引所稅

取引所營業稅

(一) 取引所營業稅ヲ取引所特別稅(假稱)ト改稱シ其ノ稅率ヲ手數料收入金額ノ百分ノ十二程度(現行百分ノ十六・五)ニ改メ附加稅ハ之ヲ認メザルコト

(二) 取引所ノ所得又ハ純益ニ付テハ一般ノ例ニ依リ法人稅及營業稅ヲ課スルコト

(三) 會員組織ノ取引所ニ付テハ取引所特別稅及營業稅ヲ課セザルコト

取引稅

株式ノ賣買取引ニ對スル稅率ヲ短期萬分ノ五(現行萬分ノ四)、長期萬分ノ七(現行萬分ノ六)程度ニ引上グルコト

十五 通行稅

- (一) 乗車船區間四十秆ヲ超エ五十秆未滿ノ三等船客ニ對シテモ課稅スルコト
- (二) 稅率ヲ相當程度(三等ハ三錢乃至十錢程度)引上グルコト
- (三) 急行料金ニ對シ割程度ノ課稅ヲ行フコト

十六 入場稅及特別入場稅

- (一) 劇場、活動寫眞館等ノ入場料ニ對スル免稅點ヲ十九錢程度(現行二十三錢)ニ引下グルト共ニ一圓以上ノ入場料ニ對スル稅率ヲ相當程度引上グルコト
- (二) 舞踏場、ゴルフ場等ノ入場料ニ對スル稅率ヲ相當程度引上グルコト
- (三) 特別入場稅ニ付テハ免稅點ヲ十九錢程度(現行二十三錢)ニ引下グルコト

十七 物品稅

- (一) 左ニ掲タル物品ニ對シ新ニ物品稅ヲ課スコト
象牙製品、七寶製品、琥珀製品、一定價格以上ノ菓子、愛玩用動物、盆栽、化粧石鹼及綠茶竈ニ煉齒磨及水齒磨
- (二) 第一種甲類及第二種甲類ノ物品ニ付テハ稅率ヲ百分ノ二十程度(現行百分ノ十五)ニ引上グルコト

十八 遊興飲食稅

- (一) 飴類ニ對スル稅率ヲ百斤ニ付五十錢程度引上グルコト(現行麥芽飴一圓五十錢、其ノ他二圓)
- (二) 藝妓ノ花代ニ對スル稅率ヲ百分ノ三十程度(現行百分ノ二十)ニ、其他ノ花代及花代以外ノ料金ニ對スル稅率ヲ百分ノ十五程度(現行百分ノ十)ニ引上グルコト
- (三) 免稅點ヲ三圓程度(現行五圓)ニ引下グルコト但シ藝妓ノ花代ヲ伴フ料金及カフェー等ニ於ケル料金ニ付テハ免稅點ヲ設ケザルコト

十九 骨牌稅及狩獵免許稅

骨牌稅及狩獵免許稅ニ付テハ相當程度ノ增徵ヲ行フコト

二十 地 租

- (一) 地租ノ稅率ヲ貨貸價格ノ百分ノ二トスルコト
- (二) 貨貸價格五圓未滿ノモノニハ地租ヲ課セザルコト

二十一 家屋稅

- (一) 家屋ニ付テハ國稅トシテ賃貸價格ノ百分ノ一・七五ノ家屋稅ヲ賦課スルコト但シ昭和十七年度ヨリ之ヲ實施スルコト
- (二) 家屋賃貸價格調査法ヲ制定シ大體昭和十五、十六ノ兩年度ニ於テ家屋賃貸價格ノ調査ヲ行フコト

二十二 營業稅

- (一) 營業稅ハ營業ノ純益ニ對シ百分ノ一・五ノ稅率ニ依リ賦課スルコト
- (二) 營業稅ハ大體現行營業收益稅ノ例ニ依ルモ現在地方營業稅ヲ課セラレツツアル營業及法人ノ漁業等ニ付テモ課稅スルコト
- (三) 營業ノ用ニ供スル土地又ハ家屋ニ付納付シタル地租又ハ家屋稅(國稅)ハ營業稅ヨリ之ヲ控除スルコト

二十三 各種免稅ノ整理

現在特別法ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除シツツアル事業ニ對シテハ其ノ開業又ハ許可ノ年及其ノ翌年ヨリ一定年間ハ其ノ全部ノ利益ニ對シ所得稅、法人稅及營業稅ヲ免除スルコトトシ殘餘ノ免稅期間ハ利益中利益率年一割迄ノ部分ニ對シテノミ免稅シ利益率年一割ヲ超過スル部分ニ對シテハ課稅スルコトニ改ムルコト

二十四 臨時租稅措置

- (一) 法人ノ留保所得ヲ生產設備ノ擴張又ハ國債等ノ購入ニ運用シタル場合ニ於ケル課稅輕減ノ制度ヲ相當程度擴張スルコト
- (二) 海外企業ノ所得ニ付テハ法人稅ノ稅率ヲ相當程度ニ輕減スルコト
- (三) 重要鑛物ノ採掘ニ付テハ現行重要物產製造業ニ對スル免稅ノ例ニ依リ採掘開始ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間所得稅、法人稅及營業稅ヲ免除スルコト
- (四) 時局產業ノ用ニ供スル固定資產ニ對スル減價償却年限ノ短縮ヲ舊設備ニモ及ボス等固定資產減價償却是認範圍ノ擴張ニ付考究スルコト
- (五) 同族事業會社ニ對シテハ同族保全會社ト區別シ加算稅ノ課稅ヲ相當緩和スルコト

二、地方稅

一 國稅附加稅

- (一) 道府縣及市町村ノ國稅附加稅ノ種類ハ左ノ通トスルコト
- 地租附加稅
 - 家屋稅附加稅
 - 營業稅附加稅
 - 鑛區稅附加稅

砂鑛區稅附加稅

(二) 地租、家屋稅及營業稅ノ附加稅ノ賦課率ニ付テハ團體財政上ノ彈力性ヲ保持スル爲或程度ノ伸縮性ヲ認ムルコト

(三) 地租、家屋稅及營業稅ノ附加稅ノ賦課率ハ原則トシテ之ヲ同一トセシムルコト
(四) 地租附加稅

(イ) 地租附加稅ノ賦課率ハ道府縣稅ハ地租百分ノ百、市町村稅ハ地租百分ノ二百ヲ目途トスルコト

(ロ) 賃貸價格二百圓未満ノ自作農地ニ付テモ地租アルモノト看做シテ地租附加稅ヲ賦課セシムルコト

(五) 家屋稅附加稅

家屋稅附加稅ノ賦課率ハ道府縣稅ハ家屋稅百分ノ百、市町村稅ハ家屋稅百分ノ二百ヲ目途トスルコト

(六) 營業稅附加稅

營業稅附加稅ノ賦課率ハ道府縣稅ハ營業稅百分ノ百、市町村稅ハ營業稅百分ノ二百ヲ目途トスルコト

(七) 鑛區稅附加稅ノ制限率ハ道府縣及市町村共鑛區稅百分ノ十トシ、砂鑛區稅ハ大體現行通トスルコト

二 道府縣獨立稅

(一) 道府縣獨立稅ノ種類ハ左ノ通トシ現行雜種稅ノ一部ハ之ヲ市町村ニ委譲スルコト(雜種稅ノ名稱ハ之ヲ廢止スルコト)

段 別 稅	
船 舶 稅	
自 動 車 稅	
電 柱 稅	
不動產取得稅	
漁 業 權 稅	
狩 獵 稅	
藝 妓 稅	

右ニ掲タル稅目以外ニ別ノ稅目ヲ起シテ課稅スルコトハ之ヲ認メザルコト

(二) 道府縣獨立稅ニ付テハ左ニ掲タルモノノ外其ノ內容ハ大體從前通トスルコト

(イ) 段別稅ハ免租年期地ノミニ對シ評定賃貸價格ヲ標準トシテ地租附加稅ニ準ジ賦課セシムルコト(現行段別割ハ之ヲ廢止スルコト)

(ロ) 船舶稅ハ總噸數二十噸以上ノ船舶ノミニ對シ賦課セシムルコト

(ハ) 自動車稅ニ付テハ相當程度ノ輕減ヲ考慮スルコト

(ニ) 漁業權稅ハ漁業權又ハ漁業權ノ取得ニ對シ賦課セシムルコト(現行漁業稅ハ之ヲ廢止スルコト)

(三) 特別地稅ハ之ヲ廢止スルコト

- (四) 家屋税ハ昭和十五年度及十六年度ニ限り左記ニ依リ現行道府縣稅トシテ賦課セシムルコト
 (イ) 現行家屋賃貸價格ハ道府縣間ノ均衡ヲ圖ル爲政府ニ於テ之ヲ補整スルコト
 (ロ) 賦課率ハ家屋賃貸價格百分ノ三・五ヲ目途トセシムルコト
 (五) 現行營業税ハ之ヲ廢止スルコト

三 道府縣稅附加稅

- (一) 市町村ノ道府縣稅附加稅ノ種類ハ左ノ通トスルコト
 段別稅附加稅
 船舶稅附加稅
 自動車稅附加稅
 電柱稅附加稅
 不動產取得稅附加稅
 漁業權稅附加稅
 狩獵稅附加稅
 藝妓稅附加稅
- (二) 道府縣稅加稅ノ賦課率ハ大體本稅百分ノ百ヲ目途トシ伸縮性ヲ認ムルコト

(三) 實際賦課率ハ原則トシテ各稅同一トセシムルコト

(四) 昭和十五年度及十六年度ニ限り左記ニ依リ現行通家屋稅附加稅ヲ賦課セシムルコト

(イ) 賦課率ハ大體本稅百分ノ百ヲ目途トスルコト

(ロ) 家屋稅附加稅ノ増徵ヲ以テスル所謂戶數割代稅制度ハ之ヲ廢止スルコト

四 市町村獨立稅

- (一) 市町村獨立稅ノ種類ハ左ノ通トスルコト
 市町村民稅
 舟稅
 自轉車稅
 荷車稅
 金庫稅
 扇風機稅
 屠畜稅
 大稅
- (二) 道府縣獨立稅目中道府縣ニ於テ課稅セザルモノニ付テハ市町村獨立稅ノ賦課ヲ認ムルコト

(三) 前二號ノ外主務大臣ノ許可ヲ受ケ別ニ稅目ヲ起シテ市町村獨立稅ヲ賦課スルコトヲ認ムルコト

(四) 指定稅目ノ市町村獨立稅ニ付テハ左ニ掲タルモノノ外其ノ內容ハ大體從前ノ雜種稅ノ例ニ依ルコト

(イ) 市町村民稅ハ大體左ノ要領ノモノトスルコト

納稅義務者（貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助又ハ扶助ヲ受ケル者ニ對シテハ免稅セシムルコト）

- (1) 一戸ヲ構フル者又ハ一戸ヲ構ヘザルモ獨立ノ生計ヲ營ム者
- (2) 事務所、營業所又ハ住宅ヲ有スル者
- (3) 事務所又ハ營業所ヲ有スル法人

賦課方法

- (1) 賦課期日ヲ全國的ニ統一スルコト

- (2) 右ノ外ハ成ル可ク市町村ノ實情ニ應ジ簡易ナル方法ニ依ラシムルコト

賦課額ノ制限

- (1) 納稅義務者一人當平均ノ最高額ヲ定ムルコトトシ之ヲ大體人口五十萬以上ノ市ニ付テハ八圓、其他ノ市ニ付テハ六圓、町村ニ付テハ四圓程度トスルコト

- (2) 納稅者ノ最高納稅額ヲ定ムルコトトシ之ヲ大體千圓程度トスルコト

- (ロ) 舟稅ハ總噸數二十噸未滿ノ舟ノミニ對シ賦課セシムルコト

- (ハ) 自轉車稅ニ付テハ相當程度ノ輕減ヲ考慮スルコト

(五) 従前ノ段別割ハ之ヲ廢止スルコト

五 目的稅

道府縣及市町村ノ目的稅制度ヲ左ノ通整備擴充スルコト

(一) 都市計畫特別稅ハ府縣稅ノ一部ヲ市町村ニ委讓スルト共ニ賦課率等ノ均衡化ヲ圖ルコト

(二) 水利事業其ノ他土地ノ利益ト爲ルベキ事業ノ費用ニ充ツル爲地租割及段別割ノ賦課ヲ認ムルコト

(三) 共同作業場及共同倉庫等ノ共同施設ノ費用ニ充ツル爲市町村ガ別ニ稅目ヲ起シテ目的稅ヲ課スル途ヲ拓クコト

六 地方分與稅

地方分與稅ハ大體左記ニ依ルコト

(一) 讓與稅ハ大體左ノ通トスルコト

(イ) 稅種 地租、家屋稅及營業稅ノ全部
道府縣

(ロ) 分與團體

(ハ) 分與方法 還元的ニ分與スルコト

(二) 交付稅ハ大體左ノ通トスルコト

(イ) 稅種 所得税、法人税、遊興飲食税及入場税ノ一部

(ロ) 分與團體 道府縣及市町村

(ハ) 分與方法 分與ハ交付税ニ依ル收入ガ獨立財源ニ依ル收入ト併セテ各地方團體ノ財政需要ニ即應スルコトヲ目的トシ之ガ爲分與ノ基準ハ左ノ如ク財政力ヲ示スモノ及財政需要ヲ示スモノヲ用フルコト

(1) 財政力ヲ示スモノトシテハ地租・家屋税及營業税ヲ以テ測定シタル課稅力ヲ基準トスニコトシ之ニ逆比例的ニ分與スルコト

(2) 財政需要ヲ示スモノトシテハ主トシテ人口ヲ基準トスルコトトシ之ニ比例的ニ分與スルコト
稅制改正ニ因ル團體財政上ノ激變ヲ緩和スル爲經過の措置トシテ當分ノ内稅制改正ニ因ル歳入ノ減少額ヲモ基準ニ加フルコトトシ之ニ比例的ニ分與スルコト

(三) 地方分與税ノ分與ニ付テハ基本的事項ハ法律ヲ以テ規定シ且貴榮兩院議員ヲ主體トスル委員會ヲ設ケ分與ノ公正ヲ期スルコト

(四) 地方分與税ハ收入ノ年度間ノ調整ヲ圖ルヤウ適當ノ方途ヲ考慮スルコト

七 國費地方費ノ負擔區分

(一) 小學校教員俸給ヲ道府縣費支辨トスルコト

(二) 義務教育費國庫負擔金ノ支出ハ定率ニ改メ二分ノ一トスルコト

(三) 警察費連帶支辨金等ノ支出ニ付テモ適當ナル負擔割合ニ改ムルヤウ考慮スルコト

租稅制度改革意見

財政研究會

目次

第一 稅制改革大綱	六	二、地租及家屋税	美	三 地方稅	四
第二 改革ノ方針	元	三、營業稅	毛	一、住居稅	四
一 國 稅	元	四、相續稅	毛	二、住居稅附加稅	四
二 臨時稅	元	五、受贈稅	元	三、地方稅段別割	四
三 地方稅	元	六、非課稅及免稅ノ整理	元	四、地方稅制限	四
第三 改革ノ項目	三〇	二、臨時稅	元	四、稅務上ノ改善	四
一 國 稅	三〇	一、臨時利得稅	元	一、納期整理	四
一、所得稅	三〇	二、利益配當稅	元	二、法人所得稅分納	四
(甲) 分類所得稅	三〇	三、物品稅	四	三、小切手使用	四
(乙) 綜合所得稅	三〇	四、遊興飲食稅	四	四、過誤納金處置	四
(丙) 法人所得稅	三〇	五、國民稅	四	附記	四
(丁) 所得稅法修正諸點	三〇	六、臨時租稅措置	四〇	課稅最高限度	四

租稅制度改革意見

財政研究會

第一 稅制改革大綱

- 一、租稅體系ノ根本的整備ヲ計リ從來ノ複雜多岐ナル稅法ヲ成ルベク單純化スルコト
- 二、租稅ノ負擔ヲ普遍ナラシメ國民ヲシテ各其ノ能力ニ應ジ公平ニ國費ノ分擔ヲナスコトヲ自覺セシムルコト
- 三、租稅負擔ノ偏重偏輕ヲ是正シ、國家財政ノ必要ニ應ジテ伸縮性アルモノトスルコト
- 四、長期建設竝ニ國債增加ニ應ズル爲物價騰貴ノ抑制、資金ノ蓄積、生産力ノ擴充、貿易ノ發展ヲ極力助長スル租稅制度ヲ確立スルコト
- 五、我國固有ノ社會制度竝ニ新ナル統制經濟ニ適應セザル租稅制度ヲ是正スルコト
- 六、國家及公共團體其ノ他ノ租稅ノ賦課ヲ免カルル制度ヲ改廢スルコト
- 七、中央、地方ノ租稅ヲ整理シ其ノ負擔ノ適正ヲ圖ルコト
- 八、外地並ニ滿洲國ト内地、外國ト内地トノ間ノ租稅負擔ノ合理化ヲ圖ルコト
- 九、稅制ノ基本改革ト並行シテ現下ノ非常時ニ即應スル臨時稅ヲ設クルコト

第二 改革ノ方針

一、國 稅

- 一、所得稅ヲ以テ租稅ノ根幹トシ之ヲ分類所得稅、綜合所得稅、法人所得稅ノ三種ニ分チ分類所得稅ハ原則トシテ源泉徵收トスルコト、從ツテ從來ノ第一種、第二種、第三種ノ區別ハ之ヲ廢止スルコト
- 二、租稅ノ複雜ヲ改ムル爲資本利子稅、公債及社債利子稅ヲ廢止シ所得稅中ニ包含スルコト
- 三、所得稅ノ補完稅トシテ地租、家屋稅、營業稅ヲ置クコト、即チ家屋稅ヲ國稅ニ移シ地租ト共ニ不動產課稅トナシ別ニ一般財產稅ヲ設ケザルコト
- 四、從來ノ營業收益稅ハ課稅標準所得稅ト重複スルヲ以テ之ヲ廢シ外形標準ニヨル營業稅トナシ以テ所得稅ノ補完稅タル實ヲ舉ゲシムルコト、此ノ外形標準ニハ資本金ヲ包含スルガ故ニ法人資本稅ハ之ヲ廢シ營業稅中ニ包含スルコト、從ツテ個人ト法人トハ稅率ヲ異ニスルコト
- 五、相續稅ノ臨時增徵稅ヲ修正シ我國固有ノ家族制度ニ鑑ミ主トシテ直系卑屬ノ相續稅ヲ低下スルコト
- 六、親族間ノ贈與ニ課稅サレ親族間以外ノ贈與ニ課稅サレザル現行法ノ不備ヲ改メ新ニ受贈稅ヲ設ケテ親族間以外ノ贈與ニ對シテ課稅スルコト

二、臨時稅

- 一、實情ニ遠ザカレル甲種臨時利得稅ヲ廢止シ臨時利得稅ヲ整理シ且ツ利得ノ多少ニ應ジテ稅率ヲ定ムルコト

二、事變ニ際シテ租稅ノ増徵ヲナスニ適當ナル物品稅及遊興飲食稅ヲ擴張整備スルコト
三、新稅トシテ國民稅ヲ考慮スルコト

三 地 方 稅

- 一、地租、家屋稅、營業稅ヲ分與稅トシ、從來增率ニ増率ヲ重ね且ツ各地甚シク不均衡トナレル地方附加稅ヲ廢止シ、全國一定率ヲ以テ徵收サレタル租稅額ヲ中央ト地方トニ割合ヲ定メテ分賦スルコト
- 二、所得稅ニ關スル地方附加稅ハ分類所得稅ノ爲其ノ徵收不適當トナルヲ以テ當然廢止サルルコト
- 三、一定ノ外形標準ニヨル地方交付金制度ヲ確立シ中央官廳ノ手心ニヨル地方補給金ヲ成ルベク少クスルコト
- 四、地方團體ハ獨立ノ財源トシテ新ニ住居稅ヲ設ケ住民一般ニ課稅スルコトヲ得ルコト、但戶數割ヲ併課セザルコト
- 五、地方稅ニ付テハ嚴重ナル制限ヲ設クルコト

第三 改革ノ項目

一 國 稅

一、所得稅

(甲) 分類所得稅

(イ) 所得ハ之ヲ次ノ如ク分類スルコト

(一) 業務所得

農林漁業所得

*商工業所得

鑄業ヲ含ム

自由職業所得

手當、賞與、恩給ヲ含ム

勤勞所得

資本所得

不動產所得

利子所得

配當所得

(二) 其他所得

(ロ) 分類所得稅ハ基準稅率ヲ定メ所得ノ種類ニヨリテ斟酌スルコト

(ハ) 基準稅率ハ財政ノ必要ニヨリテ變更スルコトスルコト

(ニ) 勤勞所得、年金、公債社債利子、銀行預金利子、貸付信託ノ利益、利益配當ニ對スル分類所得稅ハ支拂ノ際支拂者ニ於テ之ヲ徵收スルコト

(ホ) 國民皆稅ノ主義ニヨリテ現行ノ免稅點ヲ廢シ次ノ家計控除ヲ許スコト但利子所得及配當所得ノ源泉課稅ニ付テハ此ノ限りニアラザルコト

本人三〇〇圓、配偶者一八〇圓、老幼扶養家族一人一〇〇圓

徵稅ノ便宜上或種ノ所得ニ付免稅點ヲ設クルコトヲ得ルコト

(ハ) 稅率 現在ノ歲入ヲ基トシ地方附加稅ヲ課セザルコトトシテノ稅率ハ次ノ如クタルベキコト

基準稅率 一〇%

但次ノ特例ヲ設クルコト

(一) 業務所得

家計控除後ノ所得ニ對シ次ノ控除ヲナシタルモノニ基準稅率ヲ課スルコト

三千圓以下ノ金額

五〇%

三千圓ヲ超エ六千圓以下ノ金額

二〇%

六千圓ヲ超エ一萬二千圓以下ノ金額

一〇%

勤勞所得者ノ毎月分類所得稅ヲ徵收セラルモノハ右ノ割合ニ准ジ毎月支拂ノ稅額ヲ定ムルコトヲ

(二) 資本所得

不動產所得中田畠山林所得三千圓以下ノ金額ニ對シ

五%

國債利子

六%

- (ト) 業務所得中ノ商工業所得及資本所得中ノ不動產所得ハ法人同様ノ經費ヲ控除シタルモノトスルコト
- (チ) 所得稅ノ課稅標準ハ豫算ニヨラズ總テ實收ニヨルコト
- (リ) 生命保險料ハ二百圓ヲ限り個人分類所得ヨリ控除スルコトヲ得ルコト

(乙) 総合所得稅

- (イ) 前年(曆年)中ノ個人ノ總所得六千圓ヲ超ユルモノニ對シ超過累進率ニヨル綜合所得稅ヲ加課スルコト、但公社債、銀行預金ノ利子、貸付信託ノ利益ハ其ノ綜合ニヨル課稅上急激ノ變化ヲ避け且ツ國債及其ノ應募資源ヲ特待スル爲國債、定期預金、通知預金ノ利子及貸付信託ノ利益ニ付テハ當分ノ内其ノ六〇%ヲ所得トスルコト但元本一萬圓以上ノモノニ限ルコト
- 山林所得ニ對シテハ其ノ所得ヲ五分シタル金額ニ對シ加課稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ五倍シタルモノヲ以テ稅額トスルコト
- (ロ) 借入金利子ハ其ノ事由ノ如何ヲ問ハズ總所得ヨリ控除スルコト
- (ハ) 現行法ノ株式配當所得ノ二割控除ハ之ヲ廢止スルコト
- (ニ) 右ニ代ヘテ總所得額ノ二〇%以上ヲ政府ノ指定スル種類ノ資本蓄積ニ充テタル場合次ノ如ク蓄積分ニ付控除シタルモノヲ總所得トスルコト

所得額十萬圓以下ノ場合

蓄積分ノ五〇%

同 十萬圓ヲ超エ五十萬圓以下ノ場合

同 四〇%

同 五十萬圓ヲ超エ百萬圓以下ノ場合 同 三〇%

同 百萬圓ヲ超エタル場合 同 二〇%

(ホ) 消費額が總所得額ヲ超エタル場合ハ消費額ヲ以テ總所得額ト認ムルコト得ルコト

(ヘ) 稅率ハ所得六千圓ヲ超ユル金額ニ對シ現行第三種所得稅ニ全國平均ノ地方附加稅ヲ加ヘ基準稅率ヲ控除シタルモノヲ一應ノ標準トシテ定ムルコト

(丙) 法人所得稅

(イ) 法人ノ所得ニ對シテハ法人所得稅ヲ課シ、分類所得稅ノ業務所得及不動產所得ニ關スル基準所得稅ハ之ヲ課セズ、資本所得ニシテ源泉ニ於テ所得稅ヲ徵收セラレタルモノハ其ノ稅額ヲ法人所得稅ヨリ控除スルコト

(ロ) 法人所得中國債利子ハ分類所得稅ノ國債利子ニ對スル稅率ニ準ジ其ノ六〇%ヲ所得トスルコト

(ハ) 法人所得稅率ハ現在ノ課稅（地方附加稅ヲ含ム）ヲ基準トスレバ次ノ如クスルコト

(一) 法人所得稅 一五%

(二) 超過所得稅

總資本ニ對スル純益一割以上ノモノハ其ノ超過額ニ對シ左ノ稅率ヲ課スルコト

純益一割ヲ超ユル額ニ對シ

五%

同 二割ヲ超ユル額ニ對シ

一二%

同 三割ヲ超ユル額ニ對シ 二五%

但資本金三十萬圓以下ノ法人ニ對シテハ右稅率ヨリ二〇%ヲ控除スルコト

(ニ) 法人ノ受タル法人ノ配當ニシテ事業管理及經營上ノ必要ニヨル投資ニ關スルモノハ被投資會社ノ資本金額ノ一定割合以上投資シタルモノニ限リ五〇%ヲ所得トスルコト

(ホ) 生命保險會社ノ受タル法人ノ配當ハ五〇%ヲ所得トスルコト

(ヘ) 事業擴張資金其ノ他政府ノ指定スル方法ニ依リ運用スル爲留保ヲナストキハ其ノ五〇%ヲ所得トスルコト、超過所得ノ所得ノ計算ニ付テモ亦同ジ

(ト) 同族會社ノ所得中、事業所得及事業管理ニヨリ生ジタル所得ニ對シテハ一般法人ト同様ノ取扱ヲナシ其ノ留保ニ對シ加算稅ヲ課セザルコト
其ノ他ノ投資所得ニ對スル加算稅ハ之ヲ配當シタル場合其ノ配當ヲ受タル出資者ノ課稅サルベキ所得稅額ヲ基準トスルコト

(丁) 所得稅法修正諸點

(イ) 資產原價消却

(一) 固定資產堪久年數ノ短縮並ニ非常時ノ經濟危險ニ對スル特別消却ニ付専門委員ヲ設ケ之ヲ合理化スルコト

(二) 家屋、機械及設備ノ廢棄ヲナシタルトキ消却未濟ノモノハ之ヲ一時ニ消却スルコト、但廢棄品

コト

ノ賣却代金ハ之ヲ所得ニ計算スルコト

(三) 消却済ノモノ尙ホ使用ニ堪ユル場合ハ過去ノ消却過ニヨリ免レタル超過所得稅、臨時利得稅額ヲ追徵スルヲ得ルコトスルコト

(四) 海外事業ノ所得ニ對シテハ海外所得ノ獎勵ト内外重複課稅ヲ避ケル爲海外ニ於ケル所得稅、利得稅、營業稅額ヲ所得稅額ヨリ控除スルコト

(五) 退職手當其ノ他雇傭者ノ爲ニスル積立金ニシテ之ヲ別勘定トシテ信託又ハ預金トスルモノニ付テハ之ヲ經費ト見做スコト

(六) 寄附金ニ關シテハ適當ナル機關ノ許可ニヨル慈善、宗教、學術、教育、軍事、社會事業ニ關スルモノハ所得ニ對スル一定比率以内ニ於テ所得額ヨリ控除スルヲ許スコト

(七) 特別ニ家事上緊急ナル多額ノ支出アリタルトキハ所得額ヨリ控除スルコト

(八) 事業ノ損失ニ對シテハ爾後三箇年ヲ限り利益ヨリ填補スルコトヲ許スコト、但其ノ填補ハ各事業年度ノ利益金額ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズトスルコト

(九) 法人ノ資本金額計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金ハ之ヲ控除セザルコトスルコト

(十) 地代及家賃ニシテ滯納ニ係ルモノハ現實ニ收入シタル時ヲ所得トスルコト

(十一) 所得稅調查委員制度及其ノ運用ヲ合理的ニ改正スルコト

二、地租及家屋稅

(イ) 土地及家屋ノ賃貸價格カ現在主トシテ標準價格ニヨレルヲ改定シ實際賃貸セルモノハ其ノ賃貸價格ニヨルコトトシ、其ノ賃貸價格ガ普通ト甚シキ懸隔アルモノ及賃貸セザルモノハ用途別ニ標準價格ヲ査定スルコト

(ロ) 家屋稅 賃貸價格ノ標準ハ其ノ構造（但防空設備ヲ除ク）用途、建築後ノ年數トニヨリ區別スルコト

三、營業稅

(イ) 課稅標準ヲ營業ノ種類ニヨリテ區別シ、資本其ノ他外形標準ニヨルコトスルコト從ツテ法人資本稅ハ之ヲ廢止スルコト

鑑產稅ハ現行法通リトスルコト

(ロ) 稅率 法人ト個人トニ分チ從來ノ營業收益稅ノ半額ト法人ニ付テハ法人資本稅ヲ加ヘタルモノヲ標準トシ地租、家屋稅トノ均衡ヲ考慮スルコト

四、相續稅

(イ) 相續稅ニ對スル臨時增徵法ガ其ノ稅額ヲ一率ニ倍加シタルヲ改メ、家督相續ハ直系卑屬ノ相續稅率最高限千分ノ二六〇ヲ千分ノ二〇〇ヲ超エザルモノトシ他ハ之ニ準ジテ適當ニ按排シ稅率ヲ定ムルコト

(ロ) 不動產ニ付テハ評價價格ヨリ適當ナル比率ノ控除ヲナシ且ツ不動產ガ相續財產ノ三分ノ一以上ニ及ブトキハ納稅年限ヲ適當ニ延長スルコト

(ハ) 相續稅延納ニ對スル擔保物件ヲ擴張シ査定ノ時相續財產ト認定シタル物件ハ之ヲ擔保物件中ニ繰入ルルコト

(ニ) 相續開始當時ト決定時期トノ間ニ於テ相續財產價格ノ一定率以上低下シタル場合其ノ低下シタル價格ニヨルコト

五、受贈稅

新ニ受贈稅ヲ設ケ家督及遺產相續ニヨラザル千圓以上ノ贈與ヲ受クル者ニ對シ遺產相續ノ第三階級ニ准ズル稅率ヲ課スルコト

六、非課稅及免稅ノ整理

(イ) 國、道府縣及地方自治團體並ニ各種ノ社團、財團法人ニシテ現ニ非課稅法人タル者及特別法ニヨリ所得稅其ノ他ノ租稅ヲ課セラレザル者商行為ヲナストキハ其ノ目的營利ニアラズト雖其ノ行爲ガ有償ナルモノハ其ノ營業及所得ニ對シ租稅又ハ租稅額ニ相當スル金額ヲ納付スルコト

(ロ) 政府ノ補助ヲ受ケ又ハ免稅ヲ受ケタル事業會社ニシテ一定標準以上ノ利益ヲ生ズルニ至リタルトキハ補助又ハ免稅ヲ受ケタル金額ヲ一定期間ニ租稅ノ加徵其ノ他ノ方法ニヨリテ負擔セシムルコト

(ハ) 特殊事業助成ノ爲免稅セルモノヲ整理シ既ニ必要ナキモノハ之ヲ廢止シ必要アルモノハ其ノ程度ニ應ジテ全額又ハ一部ノ免稅トスルコト

(ニ) 相互保險會社及會員組織ノ取引所ニ對スル免稅ヲ廢止スルコト

(ホ) 鐵道其ノ他無料乗車船ニ對シテモ通行稅ハ之ヲ納付スペキモノトスルコト

二、臨時稅

一、臨時利得稅

(イ) 臨時利得稅ノ甲種ヲ廢止シ乙種ヲ左ノ如ク改正スルコト

昭和十一年以前三箇年平均純益ヲ超過スル場合ハ其ノ超過額ニ對シ總資本ニ對スル純益ノ割合ニ應ジ次ノ如ク臨時利得稅ヲ課スルコト

法人純益一割ヲ超ユル額ニ對シ

四〇%

同
二割ヲ超ユル額ニ對シ

五〇%

但資本金五十萬圓以下ノ法人ニ對シテハ右稅率ヲ三〇%、四〇%トスルコト

(ロ) 昭和十一年以前三箇年平均ナキモノ若クハ平均純益一割ニ満タザルモノハ總テ一割ヲ超過スル場合ニ臨時利得稅ヲ課スルコト

但昭和十二年七月以降新設又ハ擴張シタル事業ノ純益ニ付テハ一割ヲ一割五分トスルコト

(ハ) 個人ノ臨時利得稅ノ現行法ヲ改メ法人ノ例ニ準ジ右稅率ヨリ三〇%ヲ減ズルコト

(ニ) 臨時利得稅ト超過所得稅ト共ニ課セラル場合ハ臨時利得稅額ヨリ超過所得稅額ヲ控除スルコト

(ホ) 海外輸出貿易ニ關スル純益ニハ臨時利得稅ヲ課セザルコト

但支那及滿洲ニ關スルモノニハ適用セザルコト

(ハ) 事業擴張資金其ノ他政府ノ指定スル方法ニヨリ運用スル爲留保ヲナストキハ其ノ五〇%ヲ利得トスルコト

二、利益配當稅

利益配當稅ヲ改正シ利益配當率一〇%ヲ超ユル金額ニ對シ一〇%ヲ加課スルコト

三、物 品 稅

物品稅ノ課稅品目ヲ擴張整備シ軍需、生產擴張、輸出ノ各資材、原料品、燃料品及主タル生活必需品以外殆ド一般ノ物品ニ對シテ課稅シ且ツ現行免稅點ヲ大幅ニ引下グルコト

(イ) 稅 率

奢侈的物品ハ 従價 二〇%以上

其ノ他ノ物品ハ 同 一〇%以上

(ロ) 本課稅ハ原則トシテ小賣課稅トスルコト

四、遊興飲食稅

遊興飲食稅ノ免稅點五圓ヲ三圓ニ引下グルコト

五、國 民 稅

新稅トシテ資產及所得ヲ課稅標準トシテ國民ニ普ク負擔セシムル國民稅ニ付テハ別ニ考慮スルコト
六、臨時租稅措置

(イ) 臨時租稅措置法第十九條產出數量超過鑛物ニ對スル鑛產稅免除品目ヲ增加スルコト

(ロ) 臨時稅ハ何レモ存續期限ヲ明示スルコト

(ハ) 臨時稅ニ對シテハ地方附加稅ヲ課スルコトヲ得ズトスルコト

三 地 方 稅

一、住居稅ノ課稅標準ハ次ノ如クスルコト、但市町村ノ人口ニ應ジテ課稅率ヲ異ニシ法律ヲ以テ之ヲ制定スルコト

(イ) 住宅ノ賃貸價格(庭園ヲ含ム)

但家屋ガ個人ノ使用ニ供セラルルト同時ニ營業及職業ニ使用セラルルトキハ其ノ部分ノ賃貸價格ヲ控除スルコト

ト

(ロ) 僕婢其他使用人數

(ハ) 自動車並ニ娛樂用ノ舟及馬ノ數

二、住居稅ニ對スル下級自治體ノ附加稅ニ制限ヲ設クルコト

三、地方稅制限ニ關スル法律ニ於テ單ニ段別割ノミヲ課スルトキ一段歩ニ付毎地目平均一圓トアルヲ改正シ、土地

ノ種目別ニヨリ課稅率ヲ區別スルコトスルコト

四、地方稅制限超過ニ對スル監督官廳ノ認可ニ關シテハ法律ヲ以テ適正ナル制限ヲ設クルコト

四 稅務上ノ改善

一、各租稅ノ納期ヲ整理シ一月、二月、七月ノ如キ納稅期ノ輻輳セルモノヲ適當ニ各月ニ排列スルコト

二、法人所得額決定後納付スペキ租稅ハ決定後六ヶ月以内ニ分納スルコトヲ得ルコト

三、租稅ノ納付ヲナスニ小切手ヲ使用スルコトヲ便宜ニスルコト

四、過誤納稅金ハ政府之ヲ納稅者ニ通知シ、納稅者ハ之ヲ以テ爾後ノ納期ニ於テ納付スペキ稅金ニ充當スルコトヲ

得、其ノ充當ヲ同一稅目ニ限ラザルコトスルコト

附

記

所得稅及臨時利得稅トノ合計ニ對スル課稅最高限度ハ現行法通リトスルコト

四二

聯合會設立ノ趣意

全國產業團體聯合會規約

産業ノ振興ハ實ニ諸般國策ノ根幹ト爲ルヘキニ拘ラズ時務動モスレハ之ヲ開却シテ論議セラレ加之矯激ナル勞働竝ニ社會運動力產業ヲ破壊シ國家ノ進運ヲ阻害スルノ虞漸次大ナラムトシツアルハ齊シク憂慮ニ堪ヘサル所ナリト此ノ秋ニ當リ全國ノ產業團體ノ緊密ナル聯契ヲ保チ社會及政治ノ推移ニ注視シテ平素ノ對策ヲ講究スルト共ニ產業經濟上共通ノ重要問題ニ付テハ共ノ調査審議ヲ行ヒ之ニ關スル意見ヲ發表シテ輿論ヲ喚起シ且其ノ實現ヲ圖ルハ刻下ノ急務ナリト信スル上ノ情勢ニ鑑ミル所アリ本年二月勞働組合法案對策協議ノ爲東京市ニ於テ開催セラタル全國產業團體聯合協議會ニ於ケル全會一致ノ決議ニ基キ茲ニ關東、關西、中部、西部、北部ノ諸地方ニ各產業團體聯合會ヲ設立シ此ノ五地方聯合會ヲ組更ニ聯合シテ全產業團體聯合會ハ織シテ其ノ目的ノ貫徹ヲ期シ邦家產ノ發展ニ寄與セムトス昭和六年五月

第一條 本會ヲ全國產業團體聯合會ト稱シ事務局ヲ東京市ニ置ク
第二條 本會ハ左ノ地方聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス
第三條 關東產業團體聯合會 關西產業團體聯合會 中部產業團體聯合會 西部產業團體聯合會 北部產業團體聯合會
第四條 本會ハ全國ノ產業團體ニ共通ノ重要問題ヲ研究審議シ茲ニ之ニ關スル意見ノ發表及實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
第五條 本會ノ重要事項ハ總會ニ於テ之ヲ決ス
第六條 總會ハ地方聯合會ノ選出スル代表ヲ以テ之ヲ組織ス
第七條 本會ノ常務理事トスゝヲ置キ常務委員會ノ會議ヲ經テ會長之ヲ任免又ハ囑託ヲ代理ス
第八條 本會ノ經費ハ地方聯合會ノ分擔金及寄附金ヲ以テ之ヲ支辨ス
第九條 本規約ノ變更ハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

附 則
第一條 地方聯合會ノ組織成立セルトキハ創立協議會ノ決議ヲ以テ創立總會ノ決議トス
第二條 常任委員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉シ其ノ任期ヲ一年トス
第三條 本會ニ常任委員若干名ヲ置ク
第四條 常任委員會ハ總會ノ決議又ハ其ノ委任ニ基キ會務ヲ處理ス
第五條 常任委員ノ互選ヲ以テ會長一

和十五年一月十一日印刷納本
相十五年一月十五日發行
(實費郵稅共金參拾五錢)

全國產業團體聯合會役員

員役會會員

372

576

終

